

所管事項調査

【目次】

	ページ
1 市有地の処分について……………	1～5
2 平成31年度市有地処分に係る売却計画について……………	6～23
3 低未利用資産の活用に関する民間需要の市場調査 について……………	24～29
4 長崎市公共施設の適正配置基準（案）について……………	30～31
5 長崎市公共施設マネジメント地区別計画（案） について……………	32～33
6 総合評価一般競争入札の見直しについて……………	34～35
7 建設工事における落札制限等の見直しについて……………	36～37

理 財 部

平成31年2月

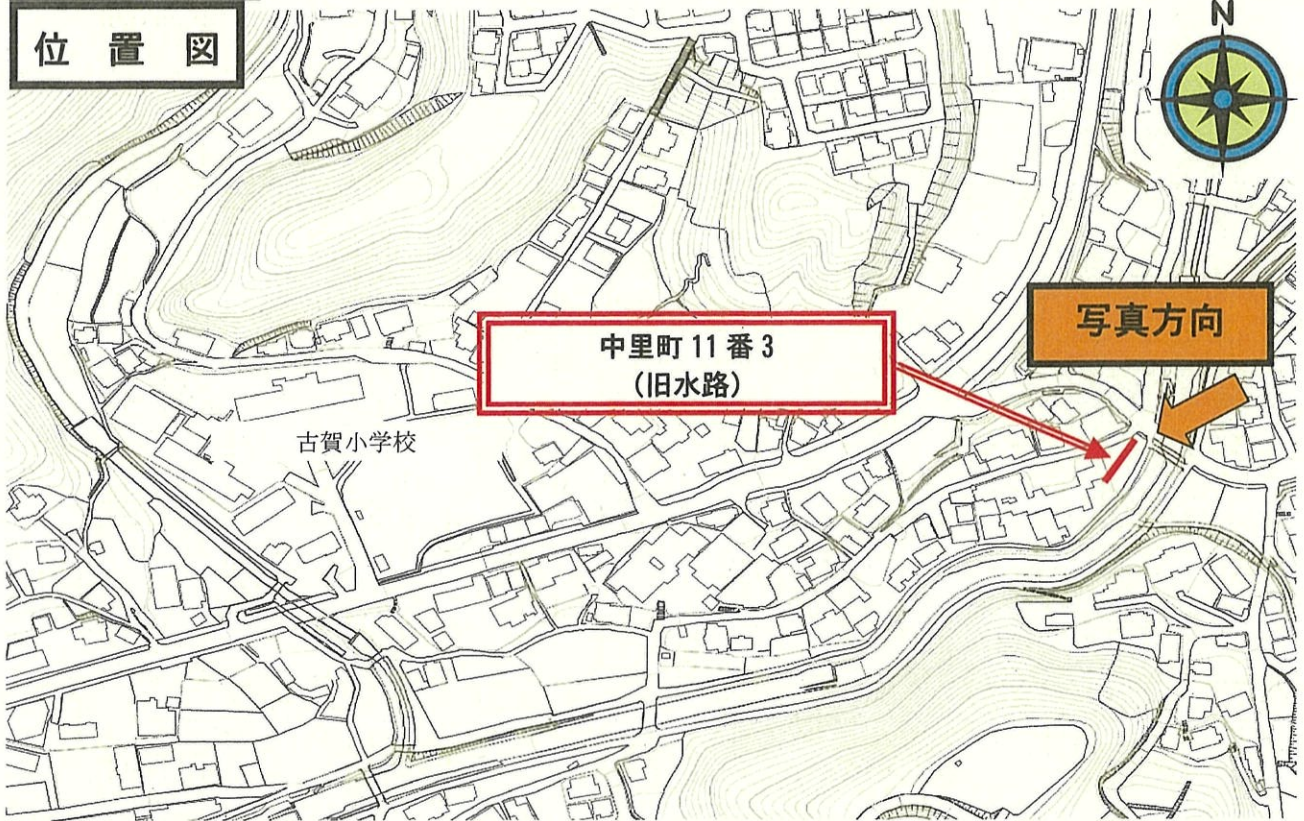
1 市有地の処分について

市有地売払いの結果報告

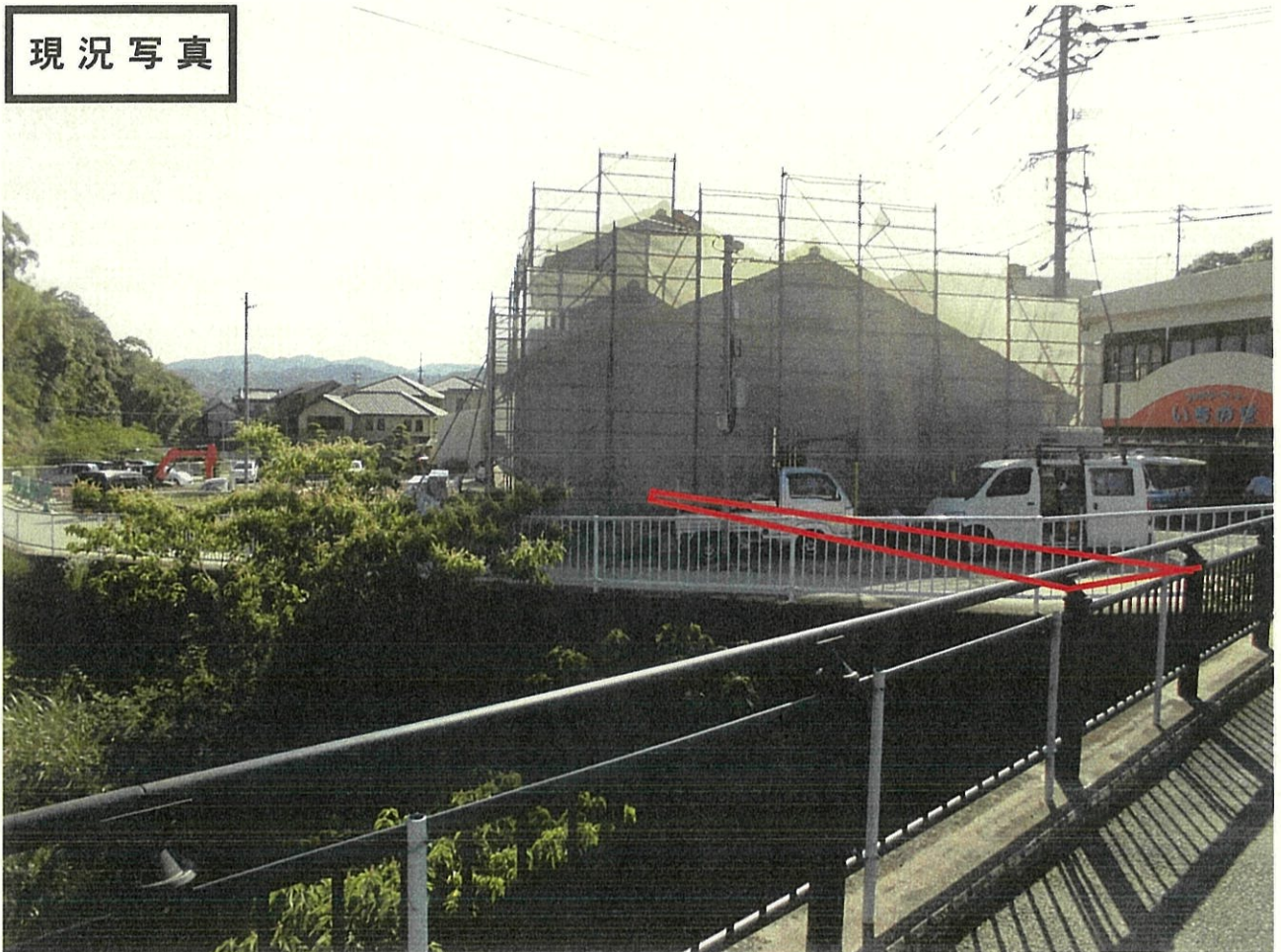
物件	所在地	地目	地積	予定価格	売却価格	処分方法	相手方
1	長崎市中里町11番3	宅地	15.92 m ²	302,480 円	302,480 円	随意契約	個人
2	長崎市上黒崎町1364番	ため池	46.76 m ²	121,576 円	121,576 円	随意契約	長崎県
3	長崎市大手1丁目263番14	宅地	9.32 m ²	484,640 円	485,000 円	随意契約	個人
4	長崎市立岩町303番4ほか3筆	山林	908.19 m ²	1,998,018 円	1,998,018 円	随意契約	長崎県
合 計			980.19 m ²	2,906,714 円	2,907,074 円		

物件 1

位置 図

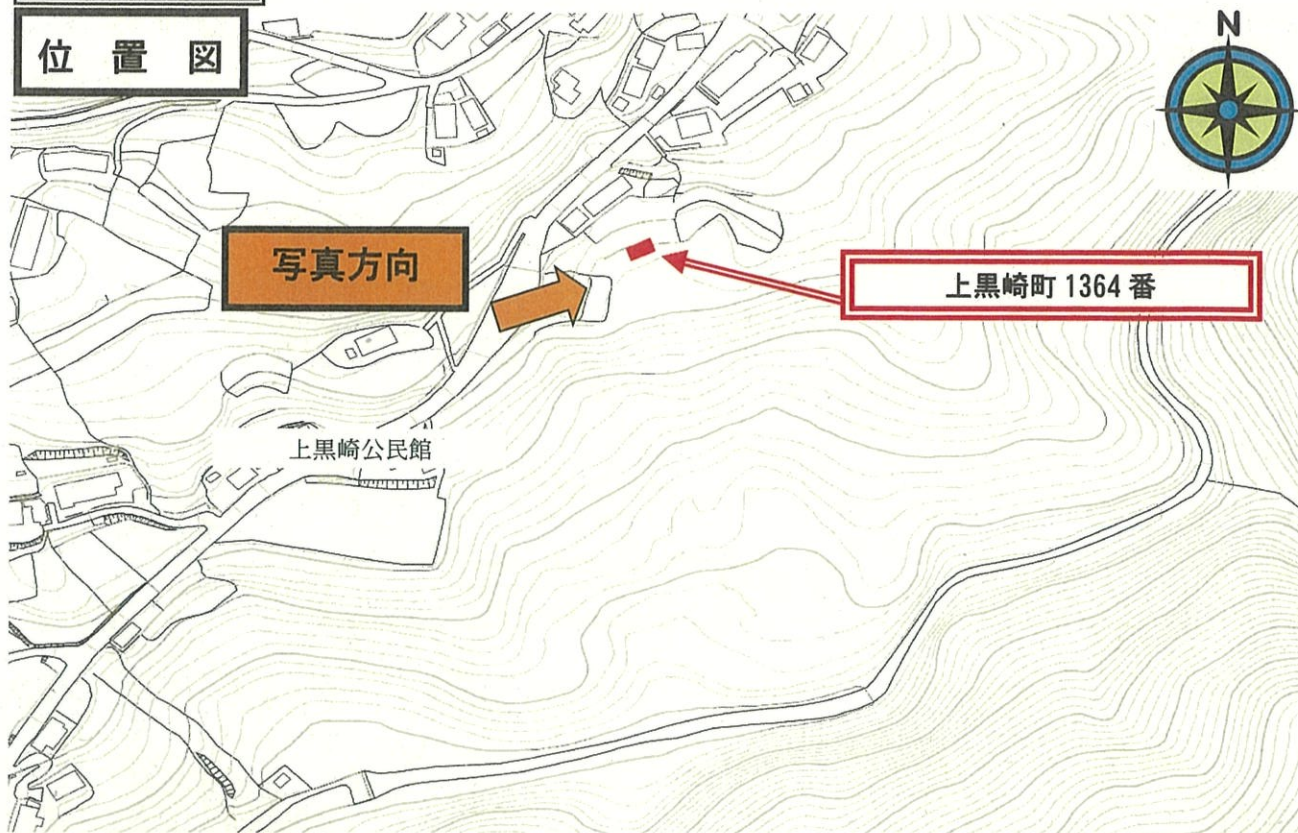


現 況 写 真



物件 2

位置図

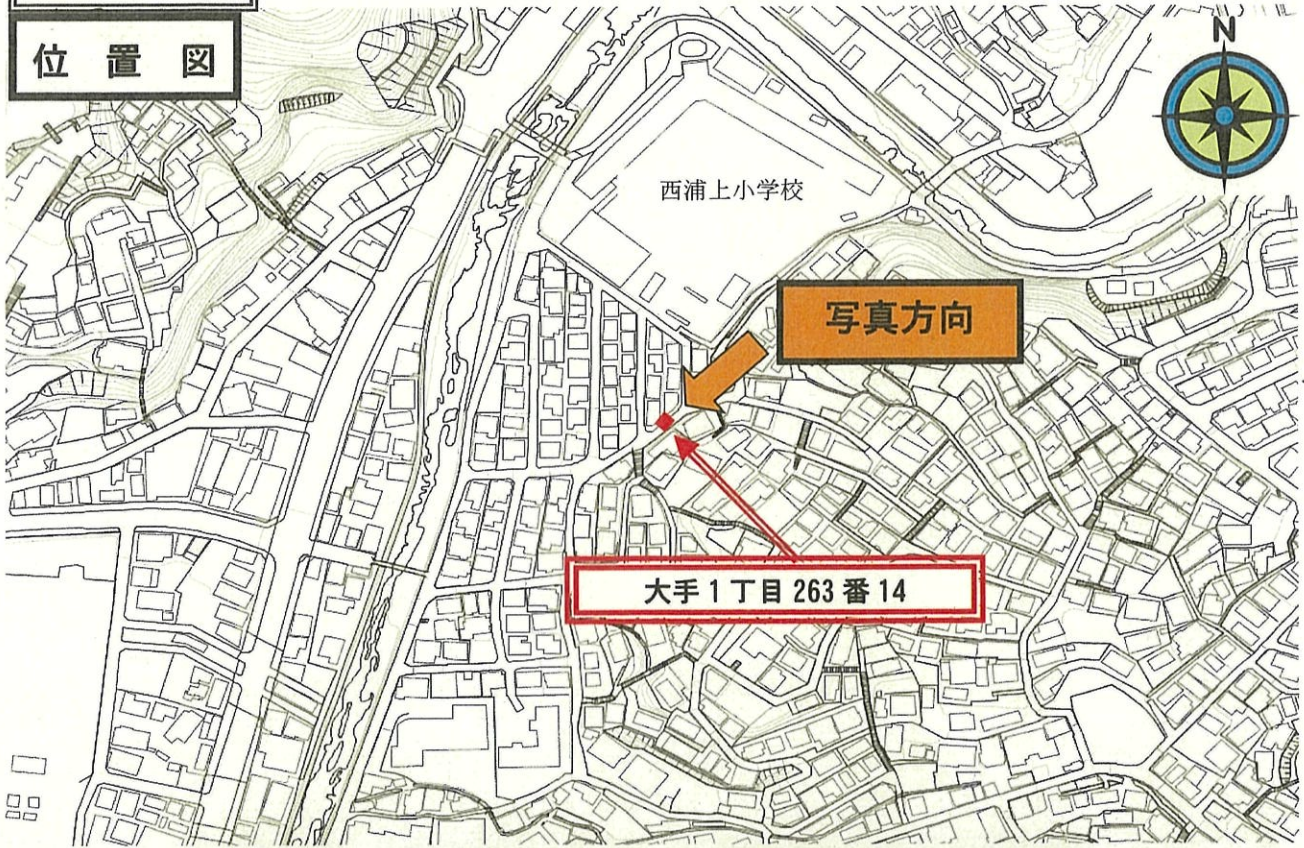


現況写真



物件 3

位置図



現況写真

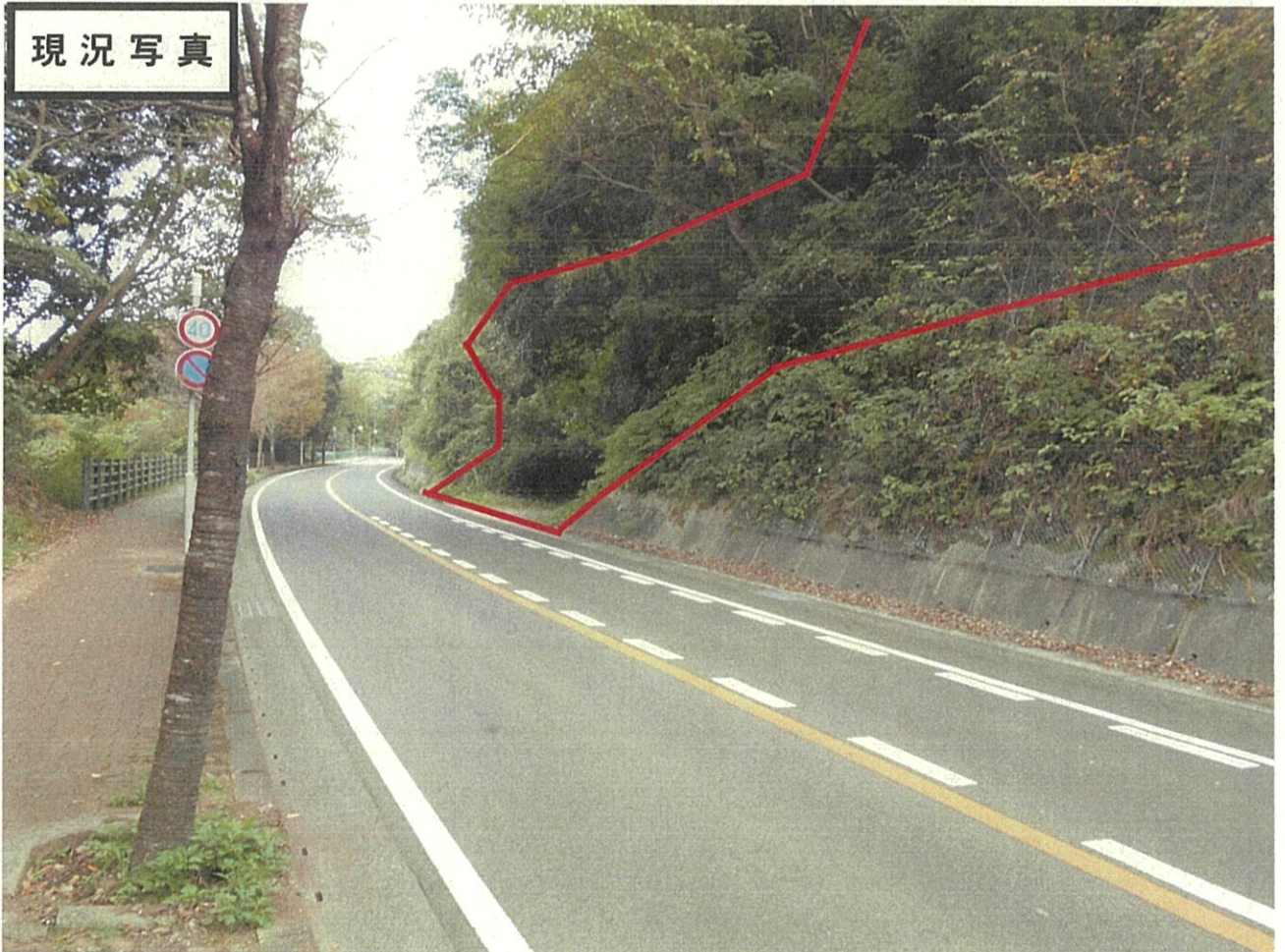


物件 4

位置図

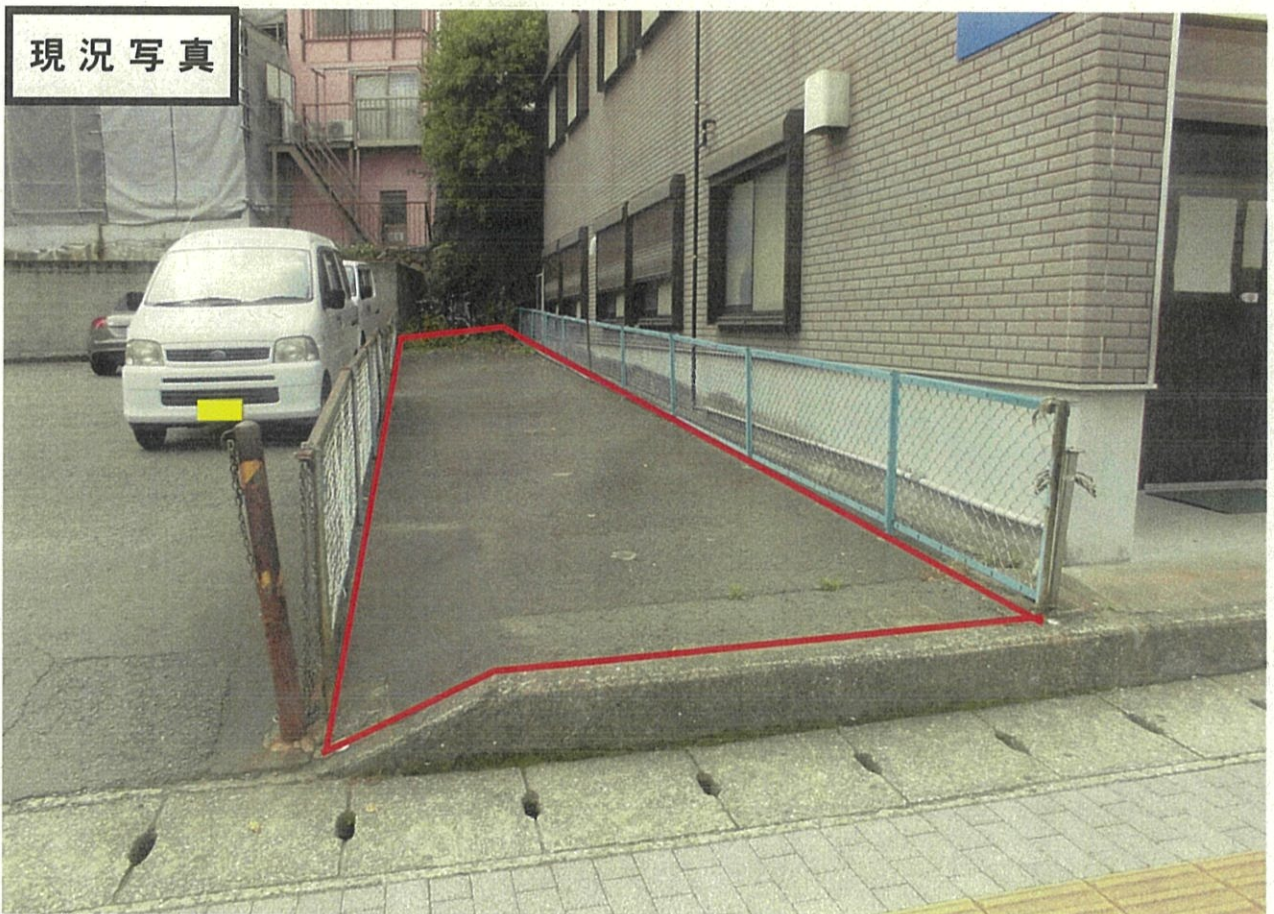


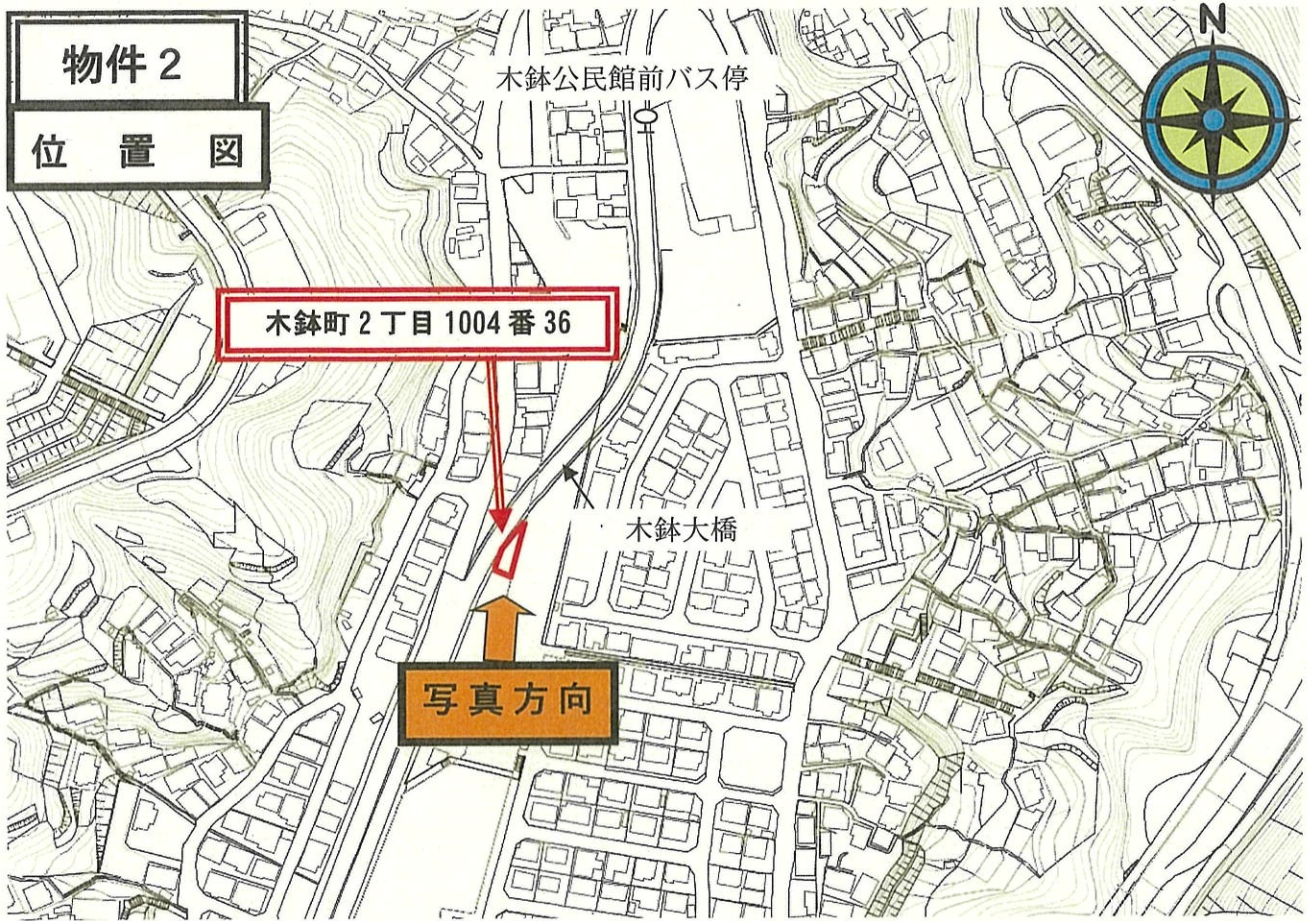
現況写真

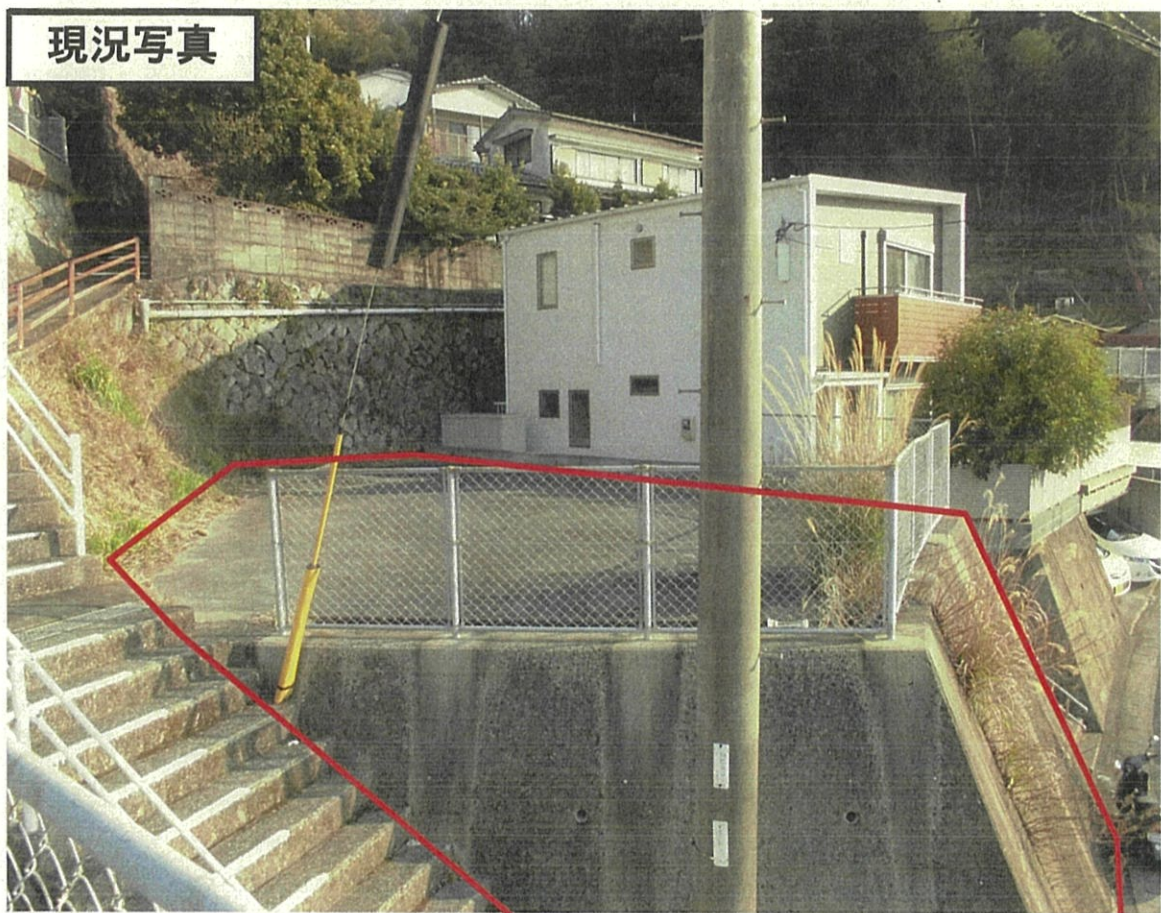


2 平成31年度市有地処分に係る売却計画について

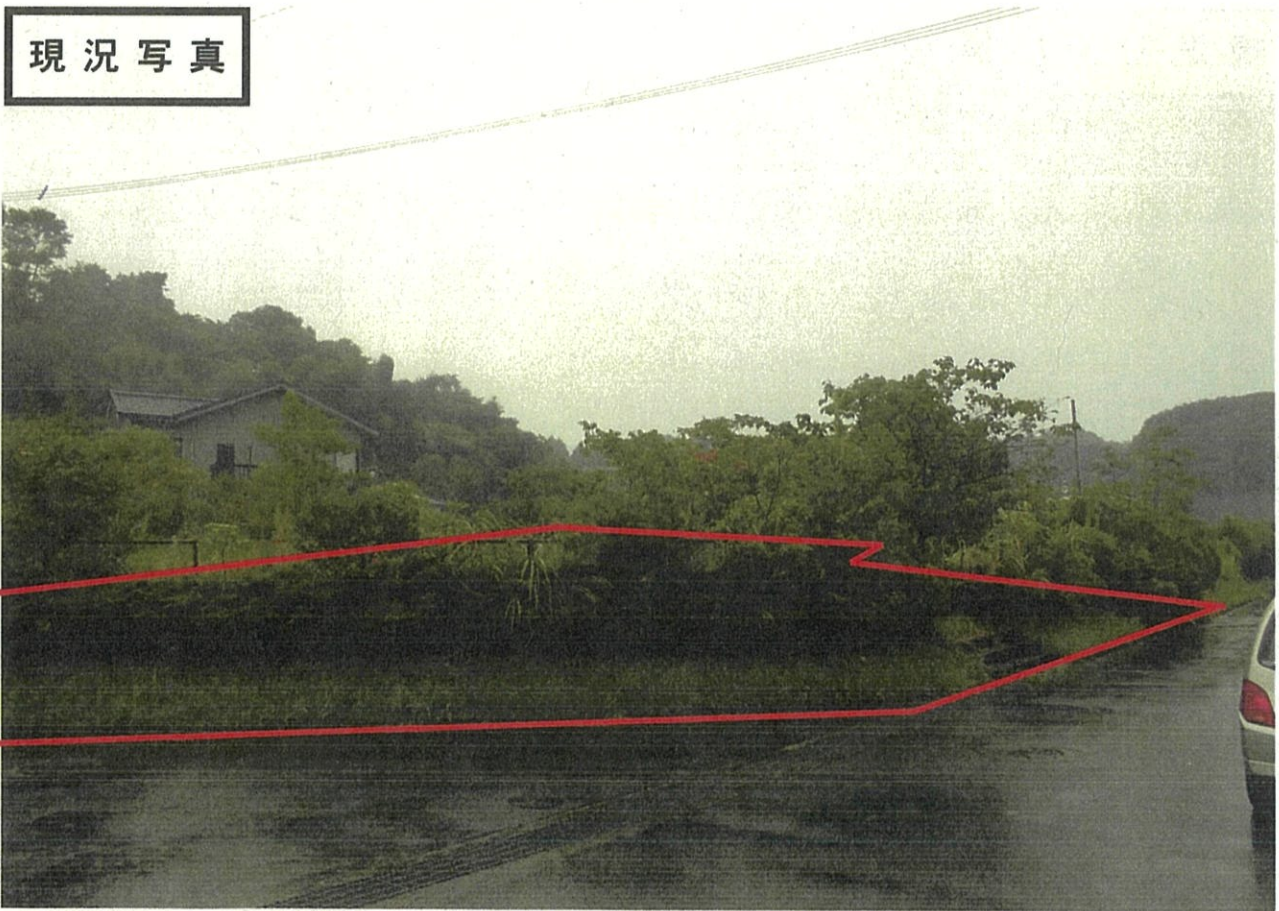
物件	所在地	地目	地積	処分方法
		構造・建築年	床面積	
1	長崎市出来大工町62番1	雑種地	48 m ²	一般競争入札
2	長崎市木鉢町2丁目1004番36	雑種地	155 m ²	一般競争入札
3	長崎市上戸町235番10ほか1筆	宅地	141.06 m ²	一般競争入札
4	長崎市琴海村松町1540番9	宅地	566.52 m ²	一般競争入札
5	長崎市琴海大平町1285番127	雑種地	574 m ²	一般競争入札
6	長崎市琴海尾戸町1968番7	宅地	503.58 m ²	一般競争入札
7	長崎市香焼町1295番9ほか2筆	宅地	2,057.59 m ²	一般競争入札
		鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建 昭和48年建築	657.90 m ²	
8	長崎市野母町4006番1ほか8筆	宅地	4,919.67 m ²	一般競争入札
9	長崎市錦3丁目631番3	宅地	241.41 m ²	一般競争入札
10	長崎市春木町429番2	宅地	1,461.62 m ²	一般競争入札
11	長崎市蚊焼町3010番3	宅地	416.83 m ²	一般競争入札
		鉄筋コンクリート造 スレート葺2階建 平成9年建築	258.26 m ²	
12	長崎市宮崎町125番11	宅地	342.22 m ²	一般競争入札
13	長崎市香焼町520番9	宅地	163.39 m ²	一般競争入札
14	長崎市香焼町1268番1	宅地	75.00 m ²	一般競争入札
15	長崎市布巻町859番3	宅地	694.46 m ²	一般競争入札
16	長崎市脇岬町3235番13	宅地	276.43 m ²	一般競争入札
17	長崎市三重町1142番3	宅地	425.63 m ²	一般競争入札
合計		(土地)	13,062.41 m ²	
		(建物)	916.16 m ²	

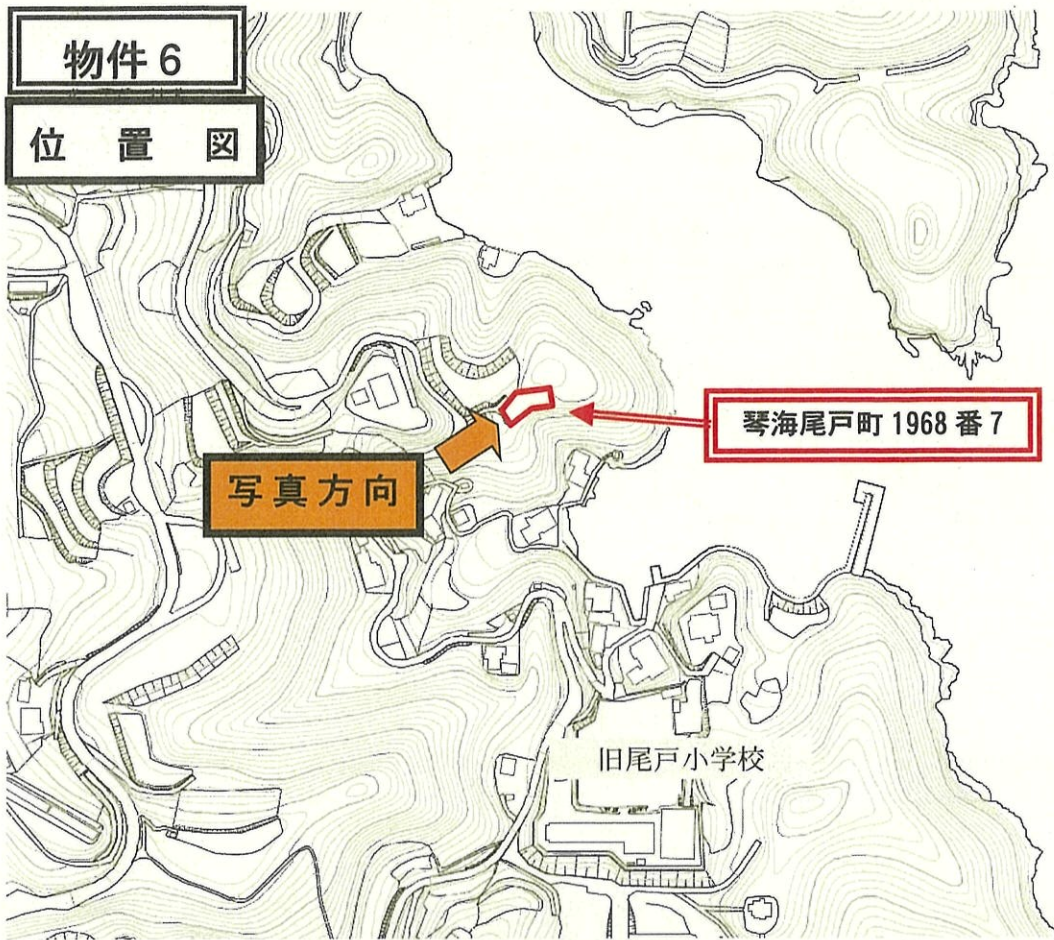


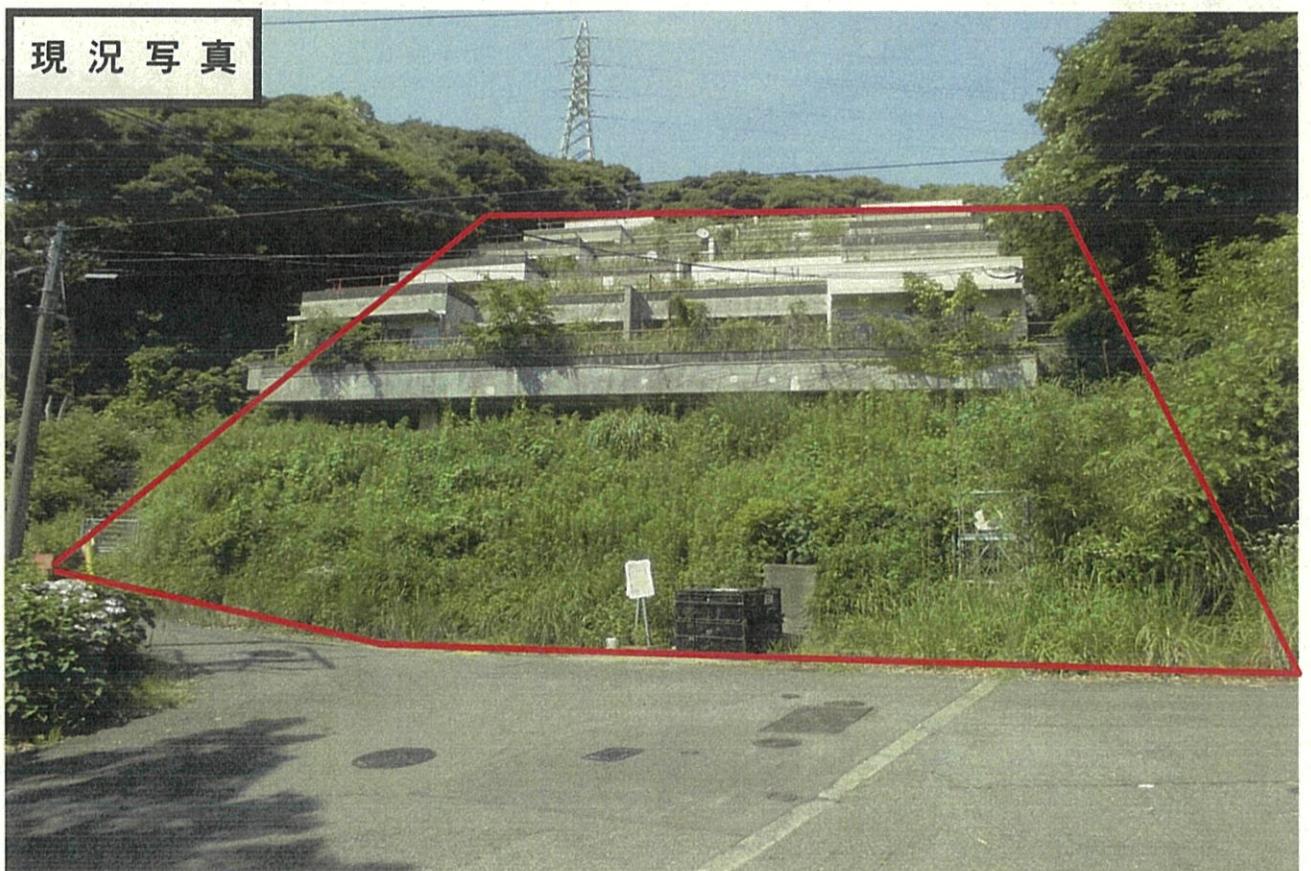
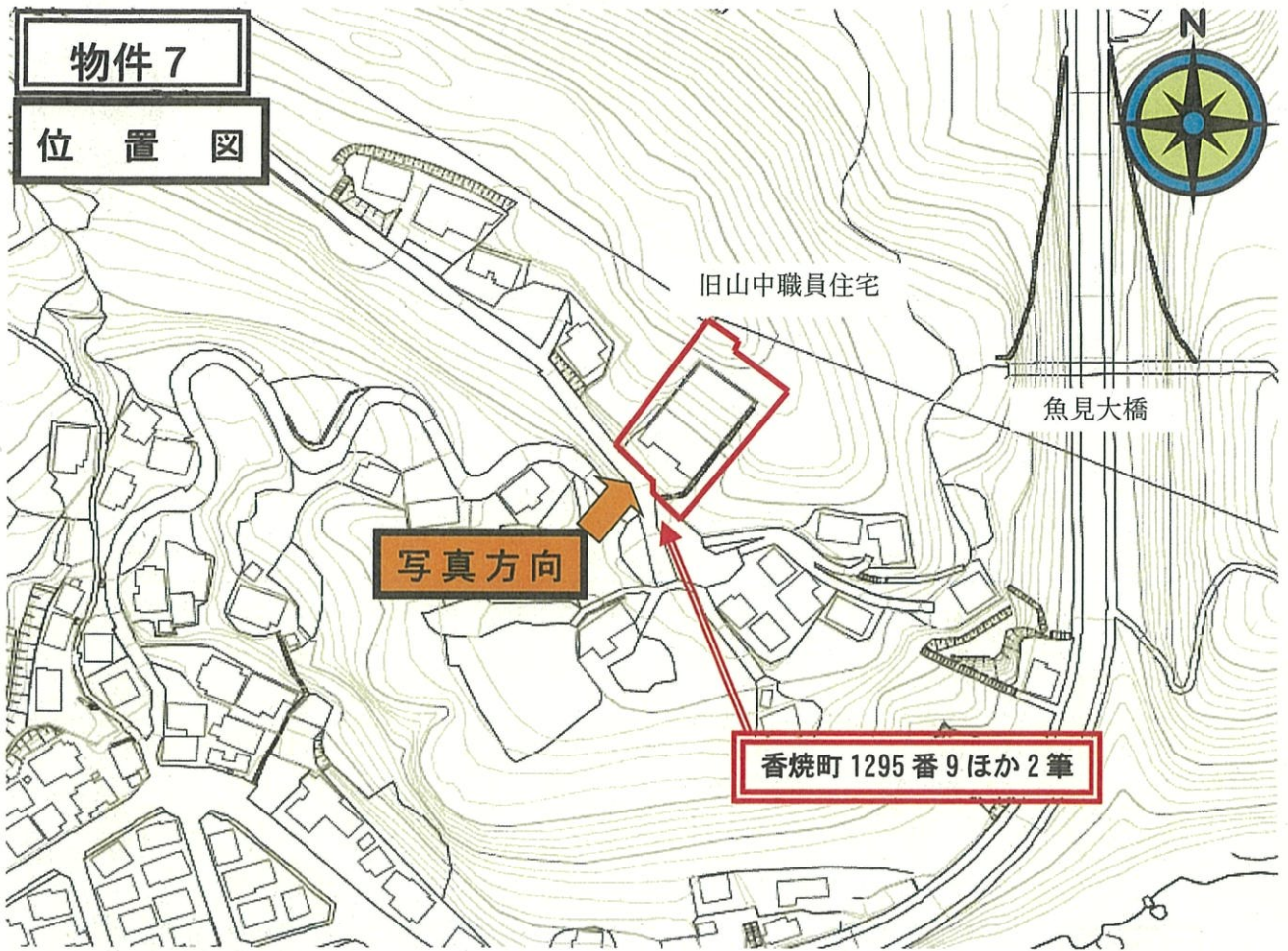




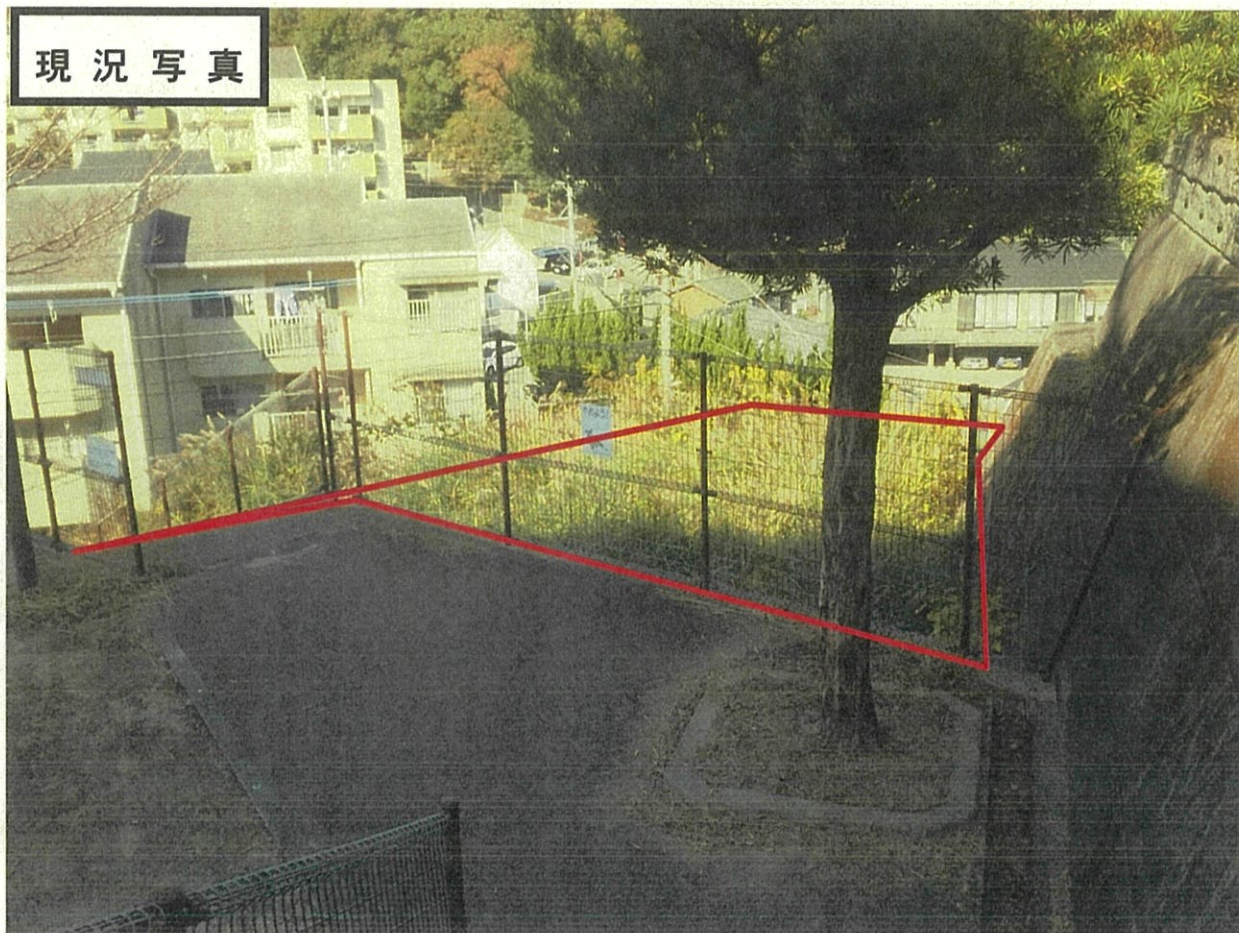
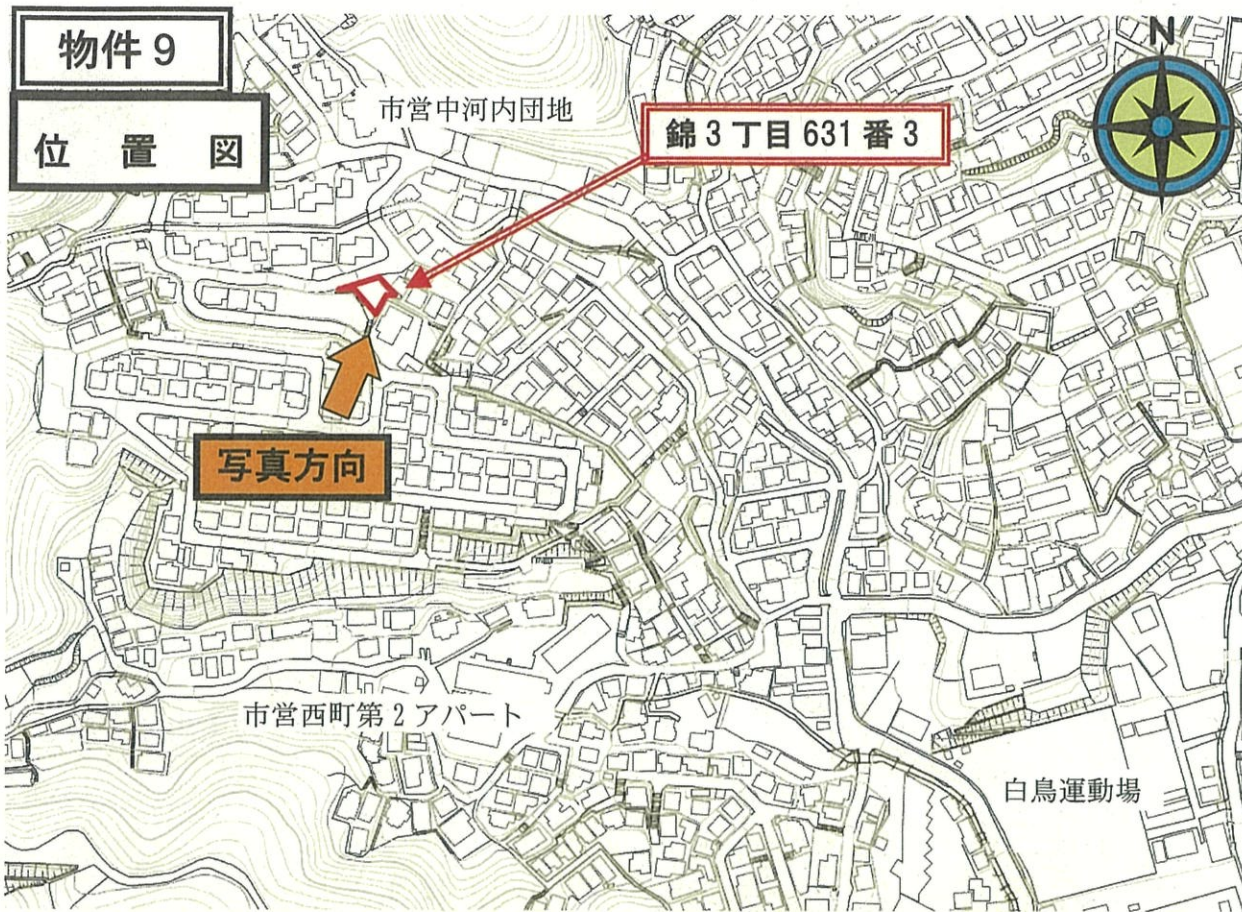


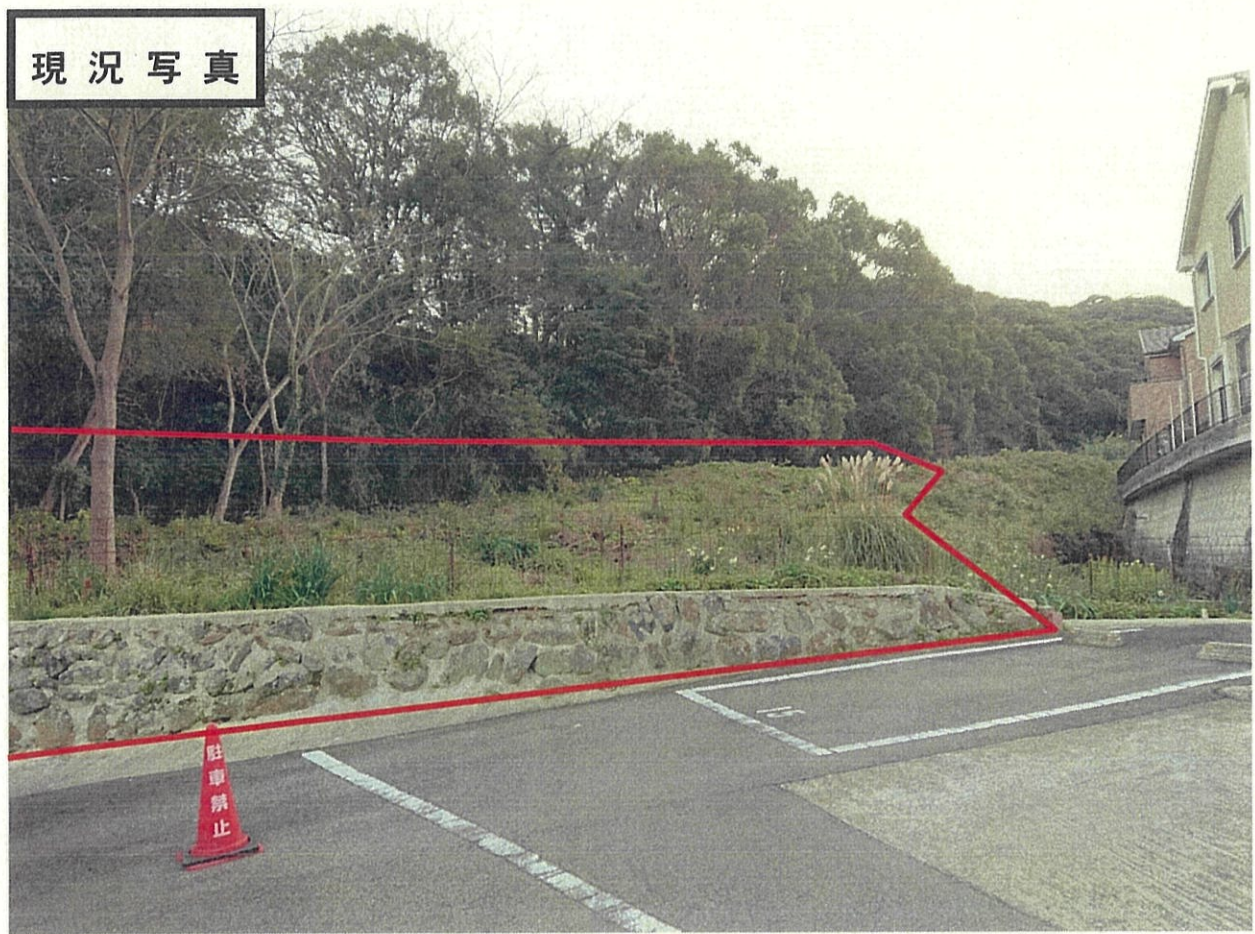


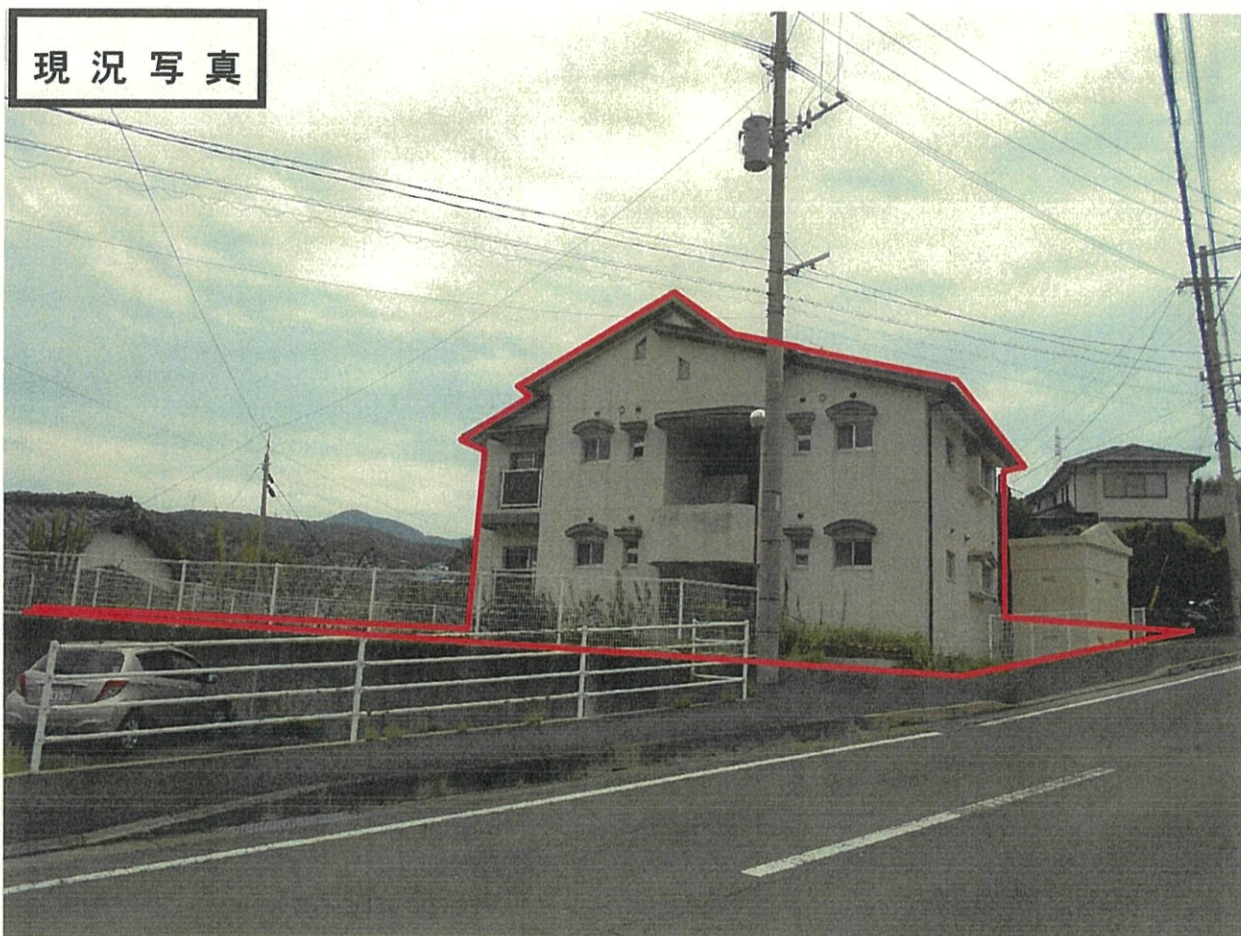


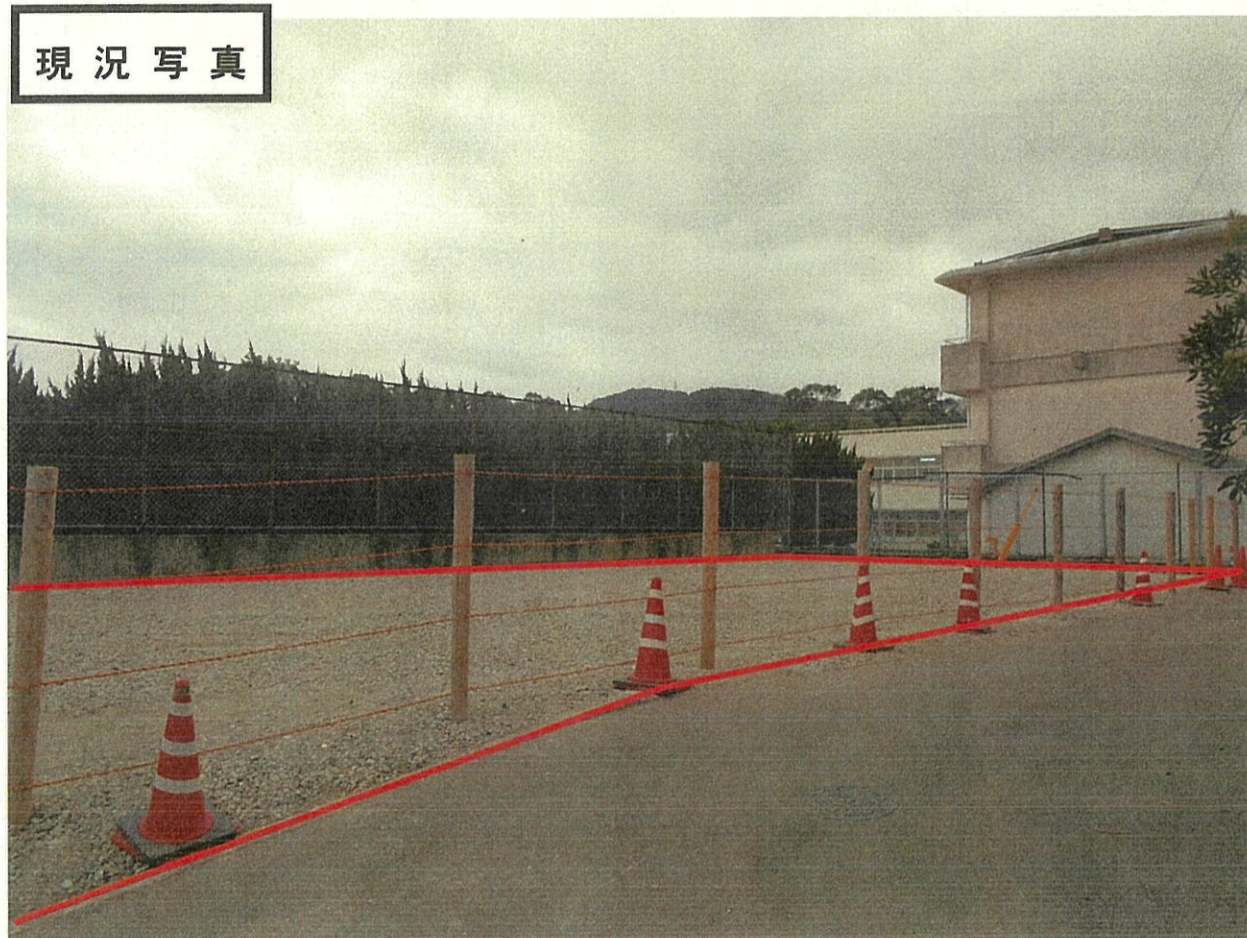


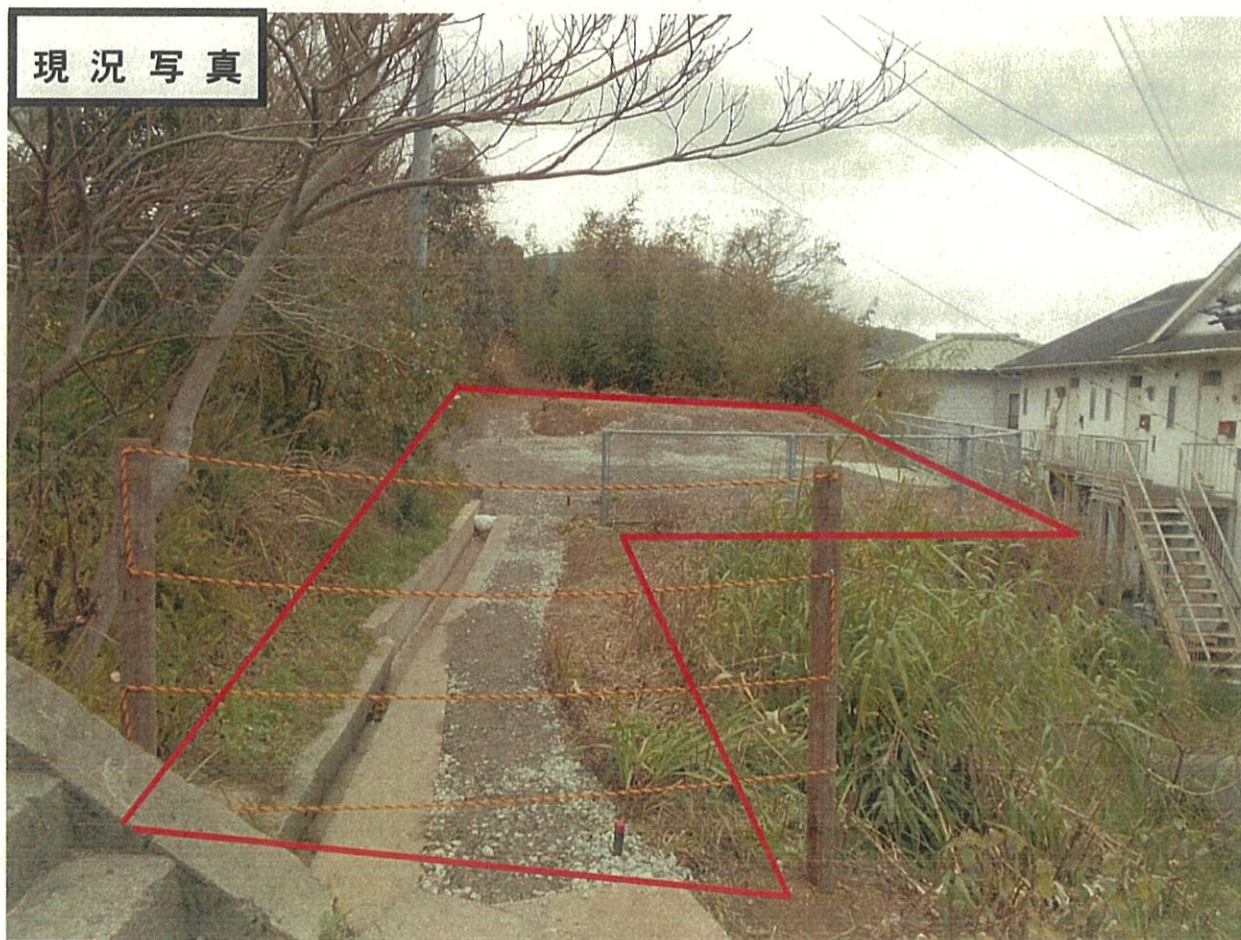








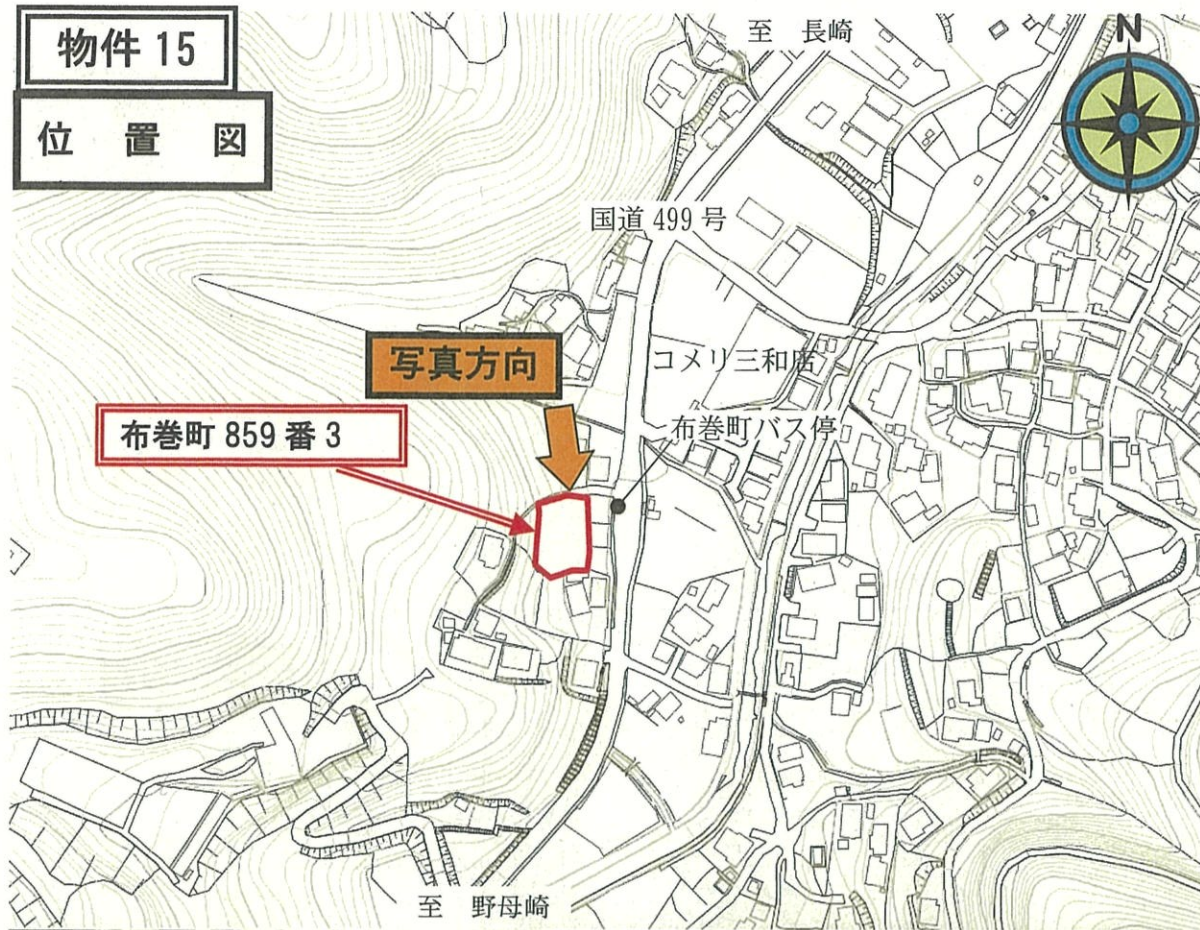






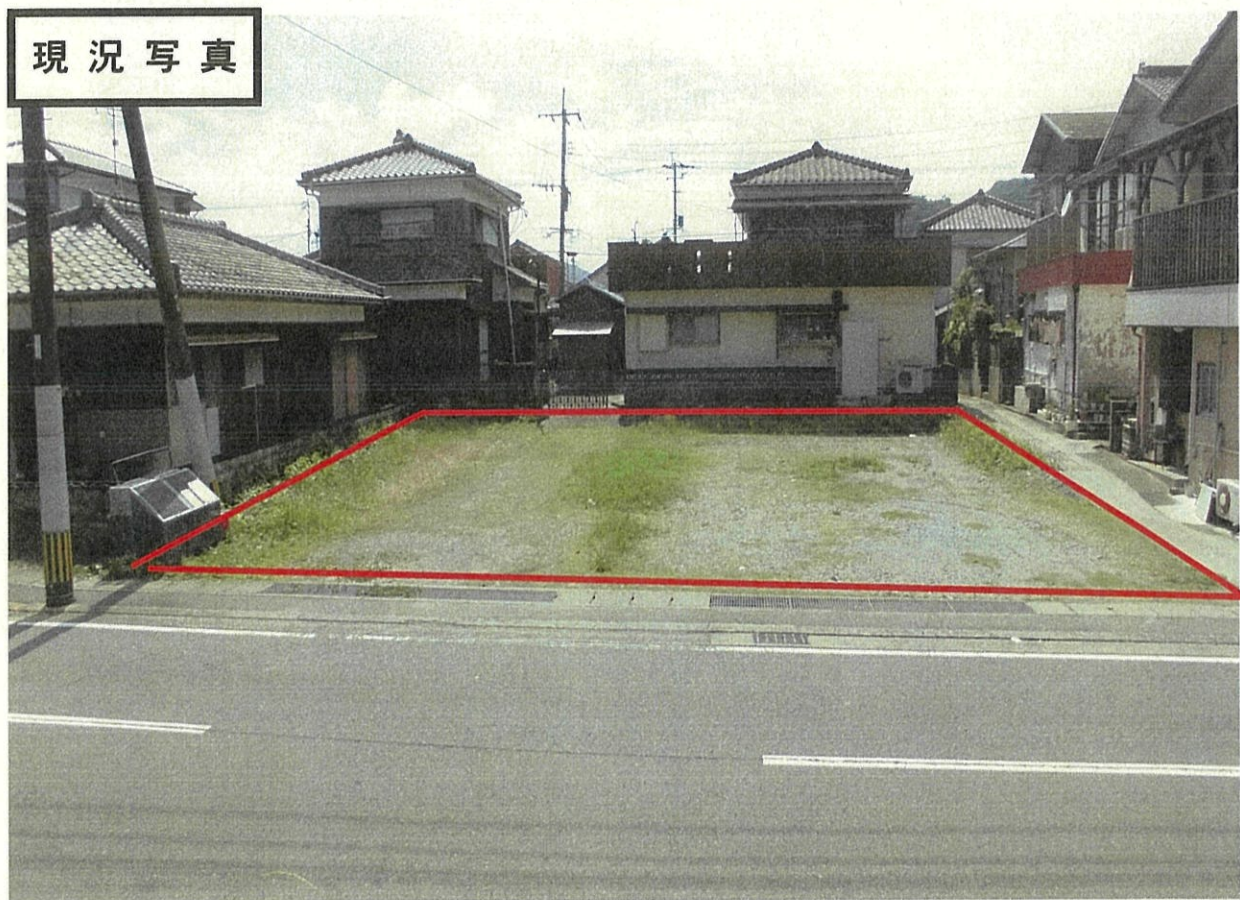
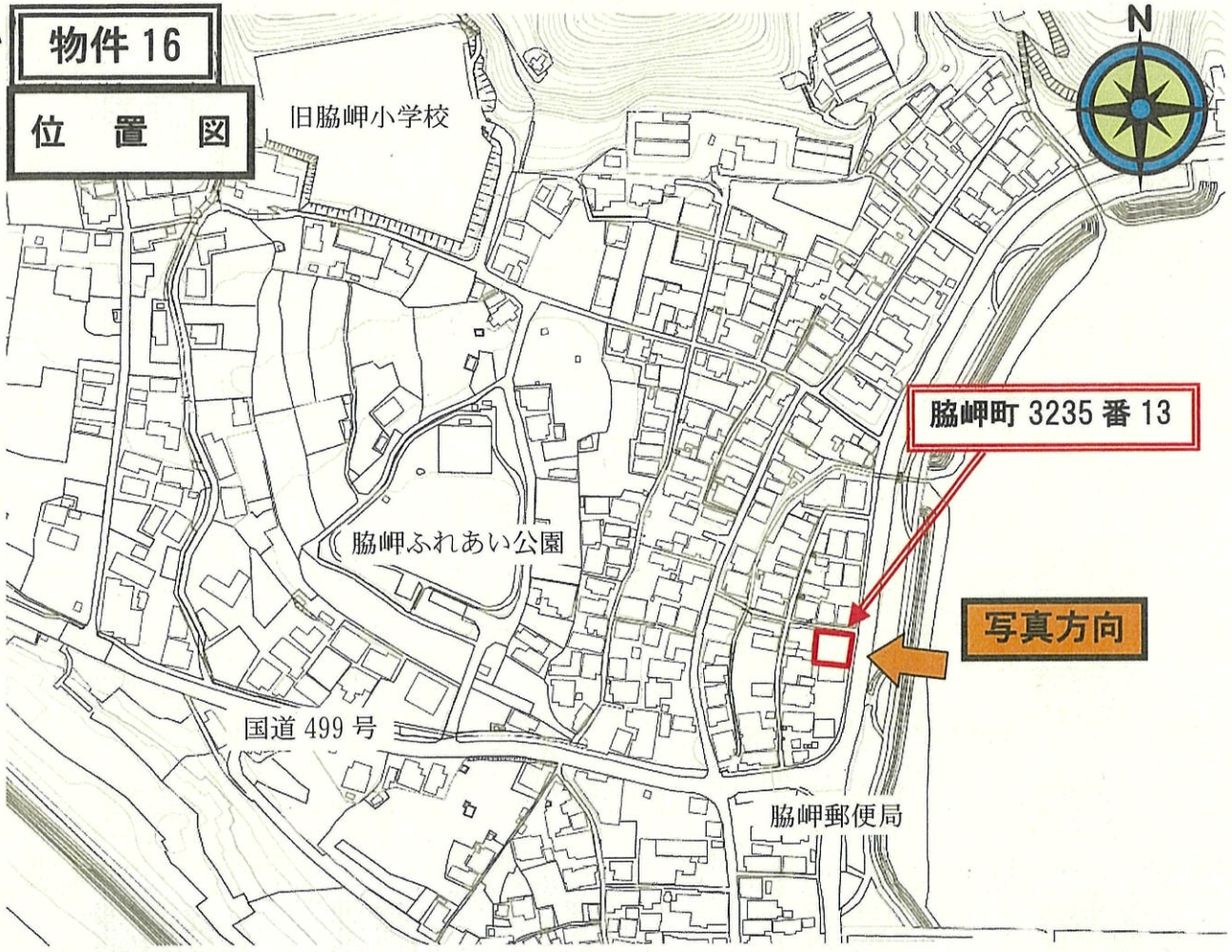
物件 15

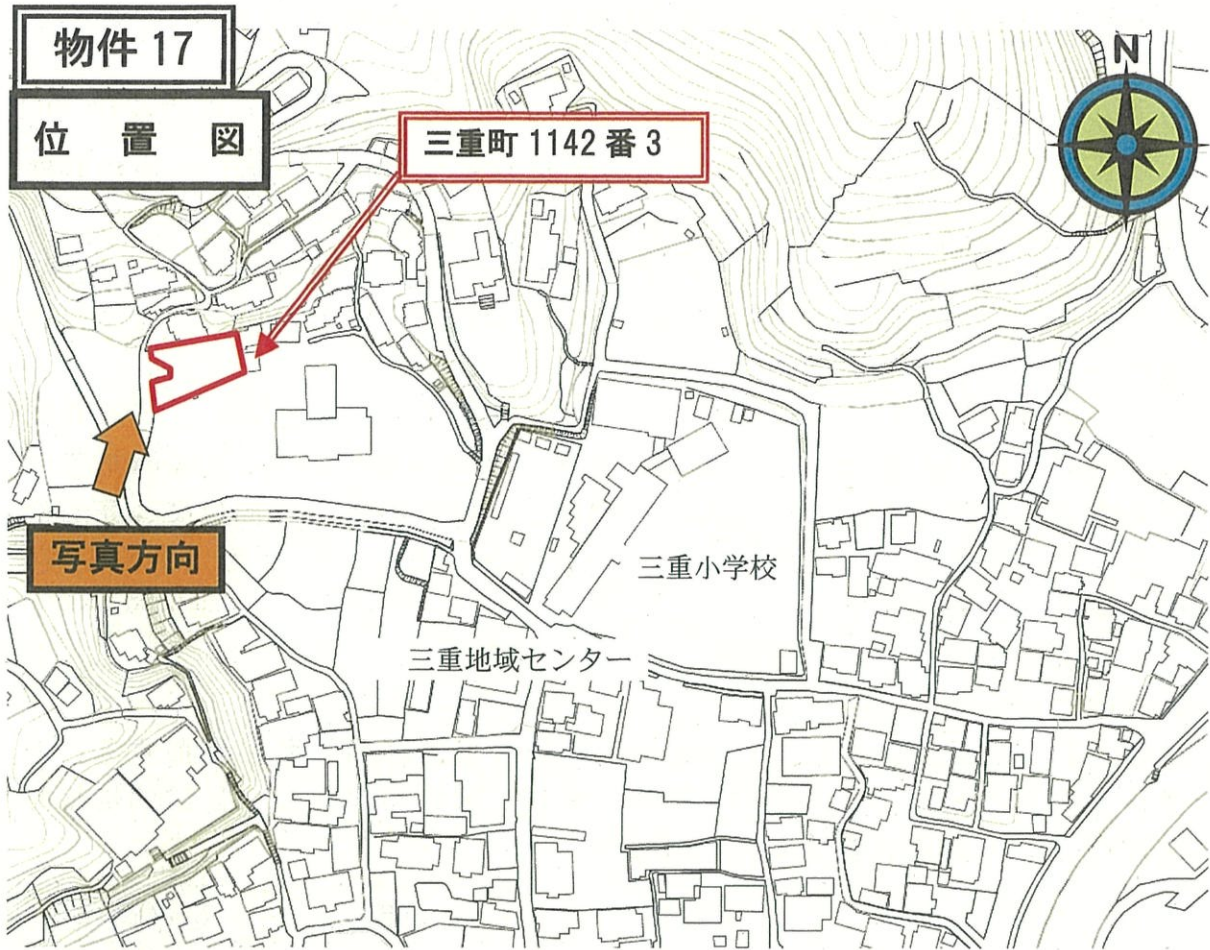
位置図



現況写真







3 低未利用資産の活用に関する民間需要の市場調査について

(1) 概要

長崎市においては、「長崎市公共施設マネジメント基本計画」の取組方針の一つとして、「低未利用資産の利活用の推進」を掲げている。

また、「長崎市公共施設の用途別適正化方針」では、「新たな財源の確保」を取組方針の一つとしており、低未利用資産の売却・貸付等により自主財源の拡大を図ることとしている。

しかし、活用の方向性が見い出せていない資産も多いことから、行政目的での活用の予定がない低未利用資産の活用方法などについて、民間事業者から広く意見・提案等を求めて市場性を把握し、今後の活用に向けて、売却や貸付などの条件を整理するにあたっての参考とするため、「対話」(意見交換)方式による調査を実施する。

(2) 調査の対象

現在、学校の適正配置を進めており、今後も低未利用資産が増加することが見込まれることから、平成31年度はまず、建物が現存し、比較的規模が大きな、以下の資産を調査対象とする。

	施設名	所在町名	地積	延べ面積
①	旧樺島小学校	野母崎樺島町	8,398 m ²	2,185 m ²
②	旧尾戸小学校	琴海尾戸町	11,946 m ²	2,583 m ²
③	黒崎中学校	東出津町	13,720 m ²	3,462 m ²
④	旧外海行政センター	神浦夏井町	4,497 m ²	2,491 m ²

(3) 調査の内容

ア 活用のイメージ

活用のアイデア、管理や運営方法、活用に向けたスケジュール など

イ 土地・建物の利用形態

売却/賃貸、全部利用/一部利用、建物の再利用/解体 など

ウ その他

(4) 調査のスケジュール

実施要領の公表・対話の参加受付の開始	6月
対話の参加受付の締切	7月
対話の実施	8月
実施結果の概要の公表	10月

(5) 調査対象施設に係る地域からの意見等

	施設名	意見等
①	旧樺島小学校	<p>【野母崎地区 4 小学校統廃合検討協議会最終報告 H22. 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者の誘致 <p>【田の子地区 W S で出されたアイデア H27. 7～H28. 7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民泊施設、簡易宿泊施設 <p>【市民対話で出されたアイデア H29. 7～10】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広くアイデアを公募できないか
②	旧尾戸小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 球技大会時などに地元で利用したい（体育館、グラウンド） <p style="text-align: center;">⇨ 利用希望時、貸し付け</p>
③	黒崎中学校 (平成 31 年 3 月 31 日 閉校予定)	<p>【市民対話で出されたアイデア H29. 11～H30. 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産に関連する資料館 ・ 老人福祉施設等への貸し付け ・ 音楽グループへの貸し付け ・ 貸倉庫 ・ グラウンドを駐車場とし、体育館をイベント会場
④	旧外海行政センター	<p>【市民対話で出されたアイデア H29. 11～H30. 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産に関連する資料館 ・ ホテル ・ 合宿所 ・ 市民農園（建物解体後）

① 旧樺島小学校

施設の概要

所在地	長崎市野母崎樺島町 1088 番地
敷地面積	8,398 m ²
建物構造等	校舎 鉄筋コンクリート造 3 階建 / 体育館 鉄骨造平家建
延べ面積	校舎 1,646 m ² / 体育館 539 m ²
建築年	校舎 昭和 60 年建築 (築 33 年) / 体育館 昭和 49 年建築 (築 44 年)
耐震性	校舎 有 / 体育館 有

位置図



現況写真



② 旧尾戸小学校

施設の概要

所在地	長崎市琴海尾戸町 1942 番地 4
敷地面積	11,946 m ²
建物構造等	校舎 鉄筋コンクリート造 3 階建 / 体育館 鉄筋コンクリート造 2 階建
延べ面積	校舎 1,895 m ² / 体育館 688 m ²
建築年	校舎 昭和 60 年建築 (築 33 年) / 体育館 昭和 60 年建築 (築 33 年)
耐震性	校舎 有 / 体育館 有

位置図



現況写真

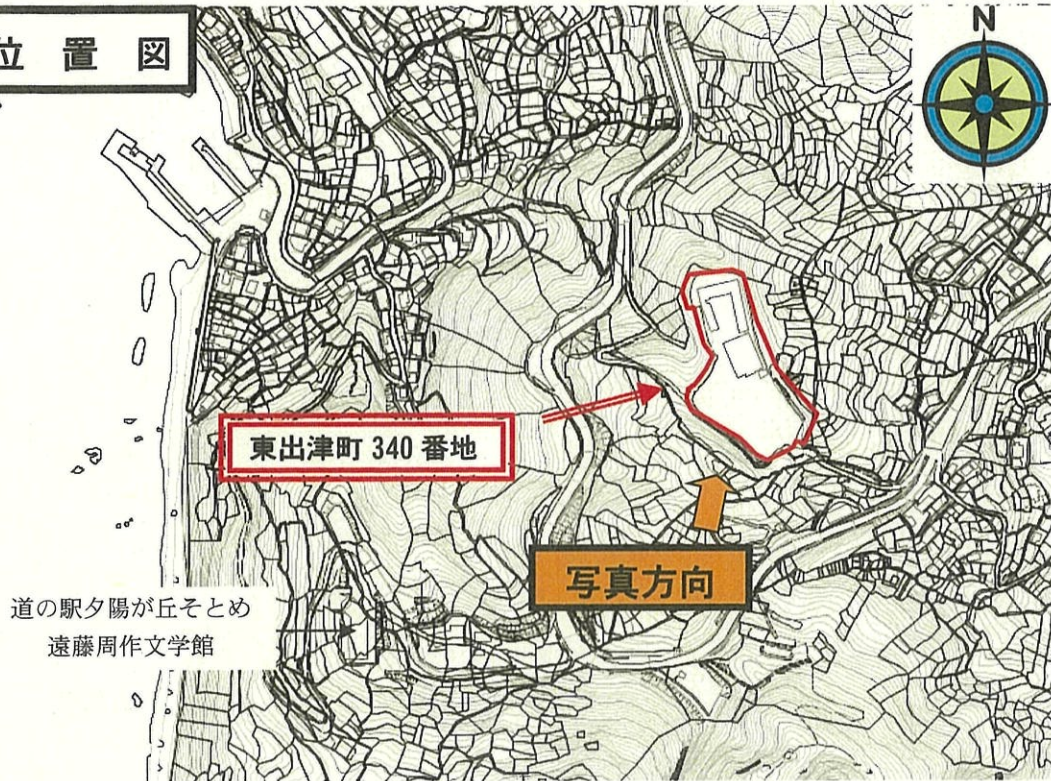


③ 黒崎中学校

施設の概要

所在地	長崎市東出津町 340 番地
敷地面積	13,720 m ²
建物構造等	校舎 鉄筋コンクリート造 3 階建 / 体育館 鉄骨造 2 階建
延べ面積	校舎 2,485 m ² / 体育館 977 m ²
建築年	校舎 昭和 45 年建築 (築 48 年) / 体育館 昭和 45 年建築 (築 48 年)
耐震性	校舎 無 / 体育館 有

位置図



現況写真

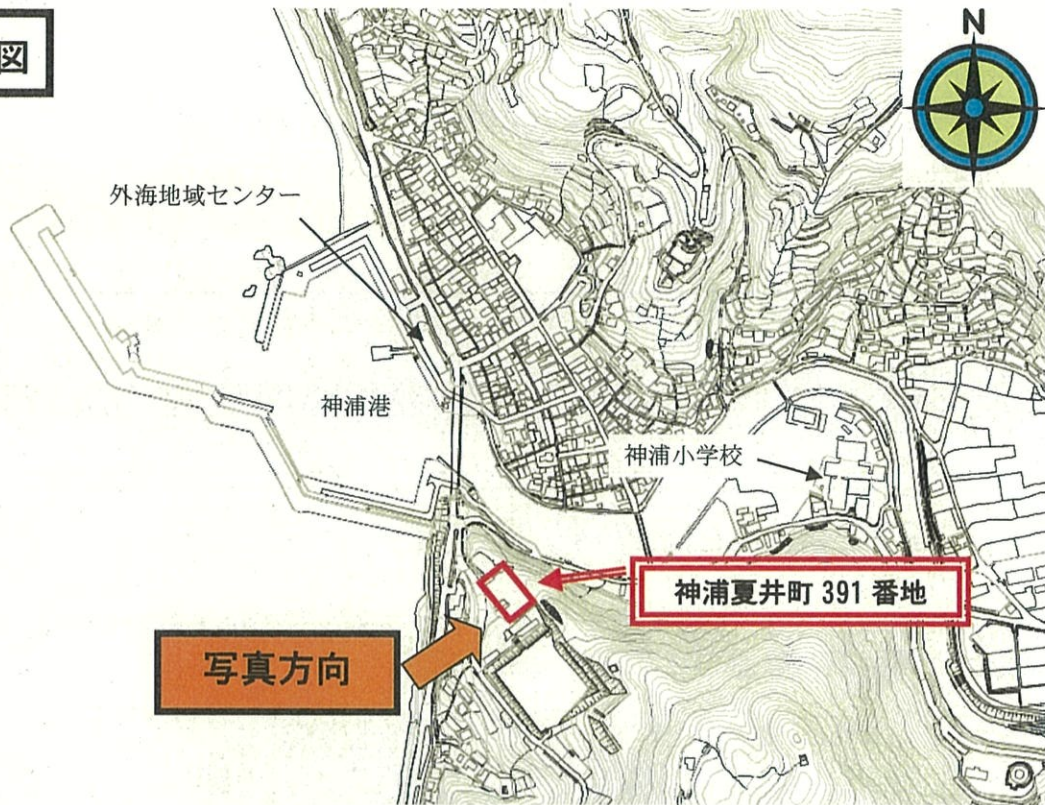


④ 旧外海行政センター

施設の概要

所在地	長崎市神浦夏井町 391 番地
敷地面積	4,497 m ²
建物構造等	鉄筋コンクリート造 3 階建
延べ面積	2,491 m ²
建築年	昭和 57 年建築 (築 36 年)
耐震性	有

位置図



現況写真



4 長崎市公共施設の適正配置基準(案)について

1 適正配置基準(案)とは

2040年の予測人口が約33万人という将来の長崎市の姿を見据えて、行政サービスのあり方と、それを提供する施設の配置の数や場所などを示すもので、「長崎市公共施設の用途別適正化方針（平成27年2月策定）」を具体化した、施設の将来の方向性に関する長崎市の基本的な考え方です。

2040年に
向けて

〈適正配置基準(案)の記載内容〉

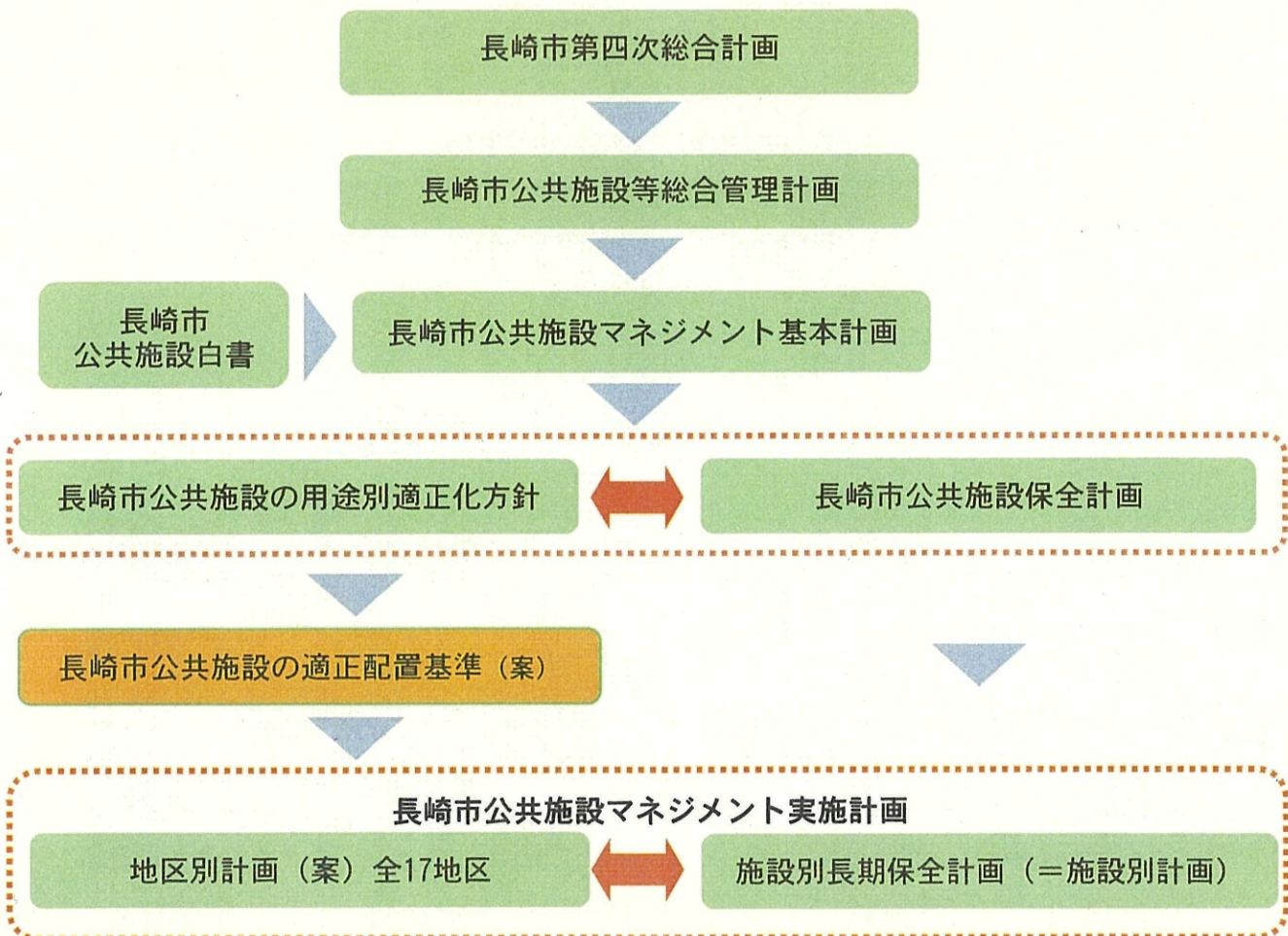
①行政サービスが目指すもの

②行政サービスを提供する拠点の必要性

③行政サービスを提供する拠点の配置数と配置場所の考え方

2 適正配置基準(案)の位置づけ

適正配置基準(案)は、長崎市の公共施設マネジメントの最上位計画である「長崎市公共施設等総合管理計画」に基づき策定するものです。



3 適正配置の考え方

長崎市が保有する公共施設を、提供する行政サービスや施設の特性などにより、大きく次の4つに区分します。

- ①市民利用型施設：広く市民等の利用を主な目的とする施設
- ②都市基盤施設：都市のさまざまな活動を支えるうえで基盤となる施設
- ③産業振興施設：産業の振興を図ることを目的とする施設
- ④公用施設：市庁舎や消防署など、主に行政事務を執行するうえで必要な施設

そして、それぞれの区分について、サービス圏域を大きく「市域全体」、「複数地区」、「地区」の3層に区分して配置します。

① 市域全体を対象とする施設

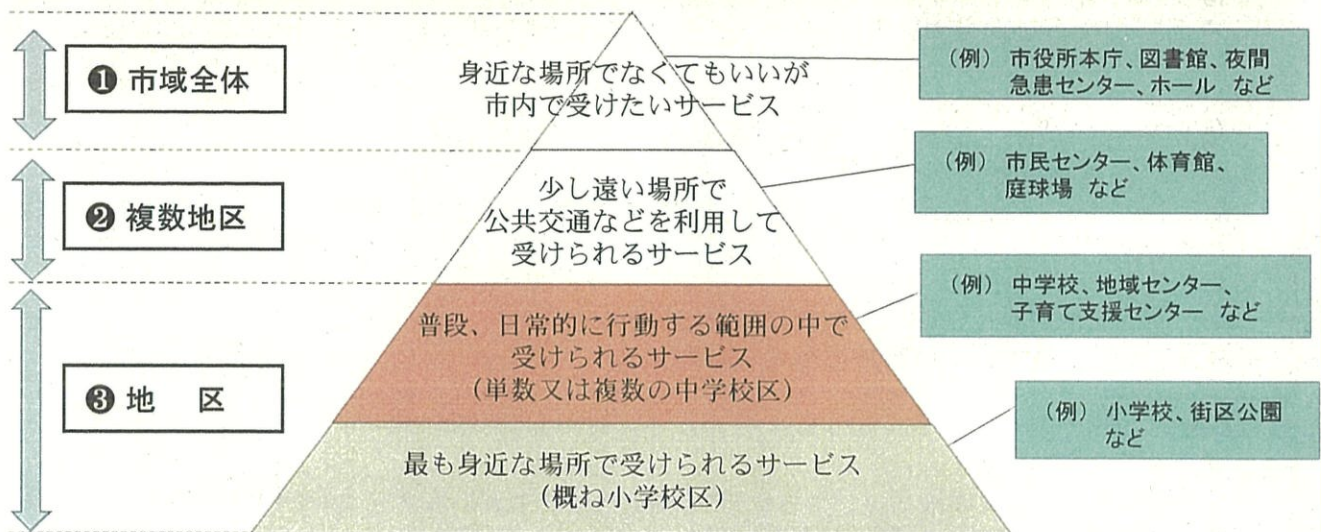
市域全体の市民を対象とし、生活に身近な場所でなくてもいいが、市内で受けたたいサービスを提供している施設

② 複数地区を対象とする施設

「市域全体」と「地区」の中間で、複数の地区の市民が、生活する場所から少し遠い場所で、公共交通などを利用して受ける行政サービスを提供している施設

③ 地区を対象とする施設

普段、日常的に行動する範囲の中で受けたたい行政サービスや、最も身近な場所で受けたたい行政サービスを提供している施設で、地区の市民が主に利用する施設です。このほか、地理的な条件などから民間でのサービスが及んでいない特定の地区に配置する施設もあります。

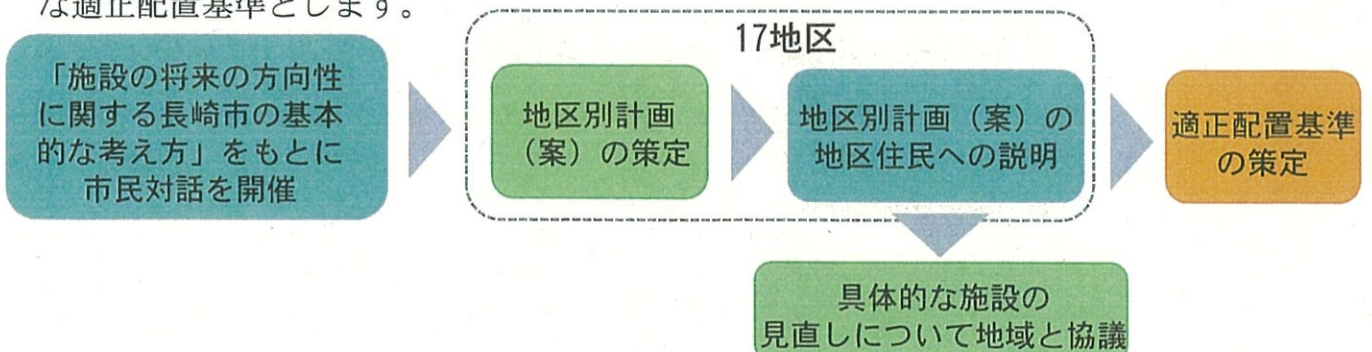


※地区によっては、民間サービスが及んでいない範囲をカバーするために配置する施設もあります (特定地区)

4 今後の公共施設マネジメントの進め方

公共施設マネジメントの実施計画となる地区別計画（案）の策定にあたり、市内を17地区に分けて市民対話を開催し、施設の将来の方向性に関する長崎市の基本的な考え方を市民にお示したうえで、地域の事情等を考慮・検討して地区別計画（案）をとりまとめます。

すべての地区別計画（案）の策定後に、適正配置基準（案）を必要に応じて見直し、正式な適正配置基準とします。



5 長崎市公共施設マネジメント地区別計画(案)について

1 市民対話について

人口が減少し少子高齢化が進んでも、暮らしやすいまちであり続けるため、公共施設のあり方・使い方について、地区住民と行政と一緒に考える場として、「市民対話」を実施。

地域に必要な機能(行政サービス)の確保を第一に、まちづくりにつながる公共施設の見直しについて、様々な意見やアイデアを出してもらい、それを参考としながら、地区別計画(案)の策定につなげる。

目的

①公共施設の現状や見直しの必要性について共通認識を持っていただく。

②地区内に配置されている施設の見直しの大きな方向性について一緒に考えていただく。

③市からお示した公共施設の配置の考え方に対して、住民だからこそ知っている実情やアイデアをお聞かせいただき、地区別計画(案)に反映させる。

全市的な施設配置の基本的な考え方を説明した後、その地域にある施設の将来的な配置のあり方を示し、参加者のご意見をいただく。



野母崎地区

《野母崎ふれあい新港》

- ✳️ 高齢者だけの施設としては廃止して、中高生から地域の大人までが、もっと使えるようにしてほしい。

《軍艦島資料館》

- ✳️ 旧野母崎福祉保健センターの余剰スペースである2階を展示室として活用し、施設の充実を図れないか。

《のもぎ物産センター》

- ✳️ 現施設を解体し、旧野母崎福祉保健センターなどへ移転を行う。

《旧野母崎福祉保健センター》

- ✳️ 余剰スペースの活用策として、軍艦島資料館の拡充、物販機能の取り込み、地域センターの移転先を検討しては。

《市営住宅》

- ✳️ 交通の便や通学しやすい立地に建て替えてほしい。
- ✳️ 集約せずに各地区に市営住宅を建ててほしい。

外海地区

《外海歴史民俗資料館》

- ✳️ 池島炭鉱についての展示は、池島との船が通っている神浦に展示するのがいいのでは。
- ✳️ 地域独特のキリタン資料、出津地区の土器の資料は残してもらいたい。
- ✳️ 出津地区公民館が近くにあるので資料館の会議室は不要では。

《池島港浴場・東浴場》

- ✳️ 統合した場合、港浴場の男湯は狭いので、浴場の拡大が必要。
- ✳️ 港浴場までバスで行くとなると、バスの時間に合わせなければならず、自分の時間に合わない。
- ✳️ 東浴場を港浴場に統合する場合、交通面は各自で、またはバス等を利用しては。どうしても上で入りたいなら中央会館の風呂を利用したらいいと思う。

緑が丘・淵地区

《淵地区ふれあいセンターの余剰スペース》

- ✳️ 建物が老朽化している緑が丘地区子育て支援センターの移転先として活用してはどうか。
- ✳️ 1階の余剰スペースのすべてが、子育て支援センターのスペースとして必要なのか。
- ✳️ 子育て支援センターの移転だけではなく、地域のコミュニティの拠点としての活用など、様々な機能の中から取り込む機能を検討するべきではないか。

《市営住宅》

- ✳️ 集約化や高層化して建替え、余った土地は売却などの活用ができるのではないか。
- ✳️ 入居率の低いところや古いところ、家賃の回収率の悪いところは集約した方がよい。
- ✳️ 市営住宅を無くせば人口が減り、地域活性化に相反して地域がすたれるのではないか。

市からの説明

参加者からの意見の例

2

地区別計画(案)の概要

地区ごとに具体的な施設の将来のあり方や見直しの時期について示し、中長期的な視点での公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を目指す。

記載内容

1. 施設配置の基本的な考え方

2. 現状及び課題

3. 施設のあり方や見直しの方向性

4. ロードマップ

野母崎地区

《野母崎ふれあい新港》

- 野母崎ふれあい新港は、高齢者専用の施設という位置づけを廃止し、廃止の時期や廃止後の施設のあり方については、今後、地域の皆さんと話し合っていく。

《旧野母崎福祉保健センター》

- 旧野母崎福祉保健センターの余剰スペースの活用方法として、軍艦島資料館の拡充、物販機能の取り込みなど、様々な活用策が考えられるが、田の子地区に必要な機能として、何が優先されるのか、今後の状況を見極めたうえで活用方法を検討する。

《市営住宅》

- 野母崎地区の市営住宅は、老朽化し、点在している住宅を生活の利便性や公共交通の便がよい場所を考慮して、段階的に集約する。
- 耐用年数を迎える住宅が多い野母地区から集約建替えを行い、その他の地区(高浜・脇岬・樺島)は、社会情勢及び人口の推移を踏まえ、建替場所や集約等を検討する。

外海地区

《外海歴史民俗資料館》

- 歴史民俗資料の展示や保存については、将来的に平野町の歴史民俗資料館に集約するが、池島炭鉱やキリスト教関連の資料などの外海地区に特徴的な資料については、外海の地域内で引き続き展示する方針とし、歴史民俗資料館運営委員会での展示資料の整理の考え方についての議論もふまえて将来的な施設のあり方を検討する。

《池島港浴場・東浴場》

- 入浴施設がない住宅が多く、民間の公衆浴場の参入が見込まれない池島島内においては、公衆衛生上の観点から引き続き入浴サービスは維持していく。
- 2か所の入浴施設を維持するには費用も多くなることから、ボイラー設備が老朽化している池島東浴場へは新たな設備投資は行わず、東浴場については港浴場へ統合する。
- 統合に向けては、2年間程度の経過期間を設け、統合に向けた課題(港浴場の浴槽の拡張等)を整理するとともに、港浴場への移手段や中央会館の活用の問題などについても、具体的に地域の方と協議し課題を整理していく。

緑が丘・淵地区

《淵地区ふれあいセンターの余剰スペース》

- 緑が丘・淵地区の中心付近に位置していることから、建物が老朽化している緑が丘地区子育て支援センターの移転先を含めた活用を検討する。

《市営住宅》

- 富士見住宅については、現在入居されている方の住み替えを行った上で、今後、用途廃止を行う予定。跡地は民間への売却を含めて、有効活用を図る。
- その他の住宅については、将来的に建て替える場合は、できるだけ集約化して効率的な維持管理に努めるとともに、敷地の有効活用を図る。

施設のあり方や見直しの方向性の一例

6 総合評価一般競争入札の見直しについて

(1) 目的

総合評価一般競争入札は、価格だけでなく技術力も含め一体的に評価し、総合的に優れた業者を決定する方法で、長崎市では平成19年度から試行し、平成28年度までに13件を実施している。

平成29年9月に国から、「総合評価落札方式において最低制限価格を設けてはならない」との通知があり、長崎市でも最低制限価格を使用していることから見直しが必要となった。

また、長崎市においては、今後大型事業の実施も予定され、総合評価方式の導入の可能性もあることから、併せて評価方法の見直しを行うもの。

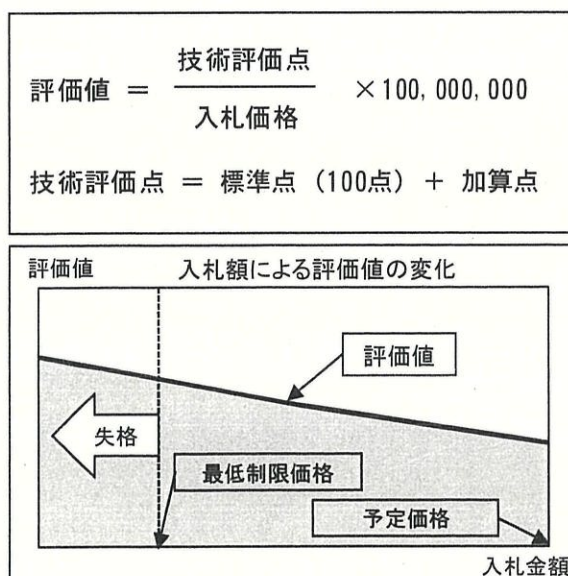
(2) 見直しの方針

- ア 評価において、最低制限価格を撤廃し、代わりに基準価格を設け、基準価格以下では価格点が下がるような配点とする。
- イ これまでの評価では、技術点を入札価格で割る除算式を採用していたが、技術点を入札価格で割る意味合いが薄いため、技術点と価格点を別々に評価する加算式に変更する。
- ウ 全体として評価値に対し価格の影響が大きいことから技術評価の比重を高める。
- エ これまでは、予定価格1億円程度の工事で、簡易型（特別簡易型）で行っていたが、規模の大きい工事でも対象とするため、技術提案型を設定する。
- オ 技術提案型では技術提案の項目を設け、優れた提案を評価できるようにする。
- カ 現在の技術評価項目では、企業の評価の一部が資格審査における総合数値と重複していることから、企業の評価を的確に行うため、評価項目を整理し総合数値を評価項目に加える。また、優良な工事の施工に影響が大きい配置技術者の評価の比重を高める。

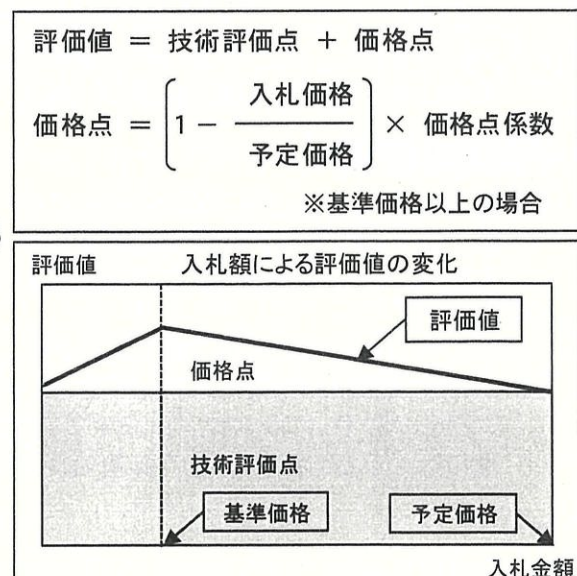
(3) 見直しの内容

ア 評価方式

【現在（除算式）】



【見直し案（加算式）】



イ 技術評価点（標準例）

【現在】

【見直し案】

評価項目		項目別 最高点	標準点	評価値 最高点	評価項目		項目別 最高点
施工計画(簡易型)		10.0		10.0	技術提案 (技術提 案型)	施工上の課題への提案	50
配置技術 者の能力	資格と経験	1.0		1.0		自由提案	
	同種・類似工事の実績	1.0		1.0	配置技術 者の能力	資格と経験	10
	優秀工事現場代理人表彰	0.5		0.5		同種・類似工事の実績	10
	工事成績	2.0		2.0		優秀工事現場代理人表彰(拡充)	10
	継続学習制度	0.5		0.5		工事成績	20
				継続学習制度		5	
企業の 施工能力	同種・類似工事の実績	1.0		1.0	企業の 施工能力	総合数値(追加)	30
	工事成績(平均点)	2.0		2.0		同種・類似工事の実績	10
	優秀工事表彰	1.0		1.0	労働賃金の支払い	5	
	安全管理の状況	0.0		0.0	合計	施工能力型	100
	従業員数(技術者数)	0.2		0.2		技術提案型	150
	労働賃金の支払い	0.5		0.5			
	社会貢献活動実績	0.3		0.3			
合計	特別簡易型	10	100	110			
	簡易型	20	100	120			

※総合数値の配点は総合数値×0.015

※JVの場合は構成員の評価値を出資比で案分する
(技術提案を除く)

※簡易型の加算点は10点満点に割り戻すため最終的に最高点は110点となる

ウ 評価値（標準例）

評価値及び技術評価点と価格点の配分は以下のとおりとなる。

評価形式	技術評価点(最高点)	価格点(最高点)	評価値(合計)
技術提案型	150	30	180
施工能力型	100	30	130

※技術評価点最高点は、土木一式の総合数値の最高点を使用した場合。

※価格点最高点は基準価格率を0.9、価格点係数を300とした場合。

(4) 実施予定時期

平成31年4月

7 建設工事における落札制限等の見直しについて

(1) 落札制限の見直し

受注の偏りを防ぐため、次のとおり件数制限及び期間制限を設けているが、特定建設工事共同企業体（JV）案件において、入札参加者数が少ない案件が見受けられることから、落札制限を見直すもの。

ア 現在の落札制限

【件数制限】

(ア) 同日落札制限

同日に入札執行した案件の落札は、1業者あたり1件まで

(イ) 年6回落札制限

年度内における落札は、1業者あたり6件まで（単価契約、特殊工事、総合評価、工事成績条件付、不調再公告及び随意契約を除く。）

【期間制限】

(ウ) 落札後3か月間

1件の予定価格（消費税込み）が1億5千万円以上の工事を落札した共同企業体の構成員であって、予定価格を各構成員の出資比率で按分した額が1億5千万円未満の者は、落札後3か月間は同一系工種において、予定価格が1億5千万円以上の制限付一般競争入札の落札はできない。

(エ) 落札後5か月間

1件の予定価格（消費税込み。共同企業体の場合は、予定価格を各構成員の出資比率で按分した価格）が1億5千万円以上の工事を落札した者は、落札後5か月間は同一系工種において、予定価格が1億5千万円以上の制限付一般競争入札の落札はできない。

(オ) 落札後1か月間

1件の落札価格（消費税込み。共同企業体の場合は、落札価格を各構成員の出資比率で按分した価格）が1億5千万円以上の工事を落札した者は、落札後1か月間は制限付一般競争入札の落札はできない。

イ 見直し後の落札制限

【件数制限】

(ア) 同日落札制限

同日に入札執行した案件の落札は、1業者あたり1件まで

(イ) 年6回落札制限

年度内における落札は、1業者あたり6件まで（単価契約、特殊工事、工事成績条件付、不調再公告及び随意契約を除く。）

ただし、7件目がJV案件であれば、参加・落札可能とする。

【期間制限】

(ウ) 落札後1か月間

1件の落札価格（消費税込み。共同企業体の場合は、落札価格を各構成員の出資比率で按分した価格）が1億5千万円以上の工事を落札した者は、落札後1か月間は制限付一般競争入札の落札はできない。

【現在】

○：制限対象

区分		件数制限		期間制限		
		同日	年6回	3か月間	5か月間	1か月間
予定価格が1億5千万円未満		○	○	×	×	×
予定価格が1億5千万円以上 (1か月間は落札価格)	単体	○	○	○	○	○
	J V	○	×	○	○	○



【見直し後】

区分		件数制限		期間制限		
		同日	年6回	3か月間	5か月間	1か月間
予定価格が1億5千万円未満		○	○	×	×	×
予定価格が1億5千万円以上 (1か月間は落札価格)	単体	○	○	×	×	○
	J V	○	○	×	×	○

(2) 特定建設工事共同企業体（J V）構成の見直し

予定価格が土木・設備工事にあつては3億円以上、建築工事にあつては4億円以上の場合、J V（構成員数が2者又は3者）への発注を行っているが、入札に参加するJ Vが少ない傾向があることから、競争性の確保及び業者育成の観点で、市内業者3者によるJ V案件の場合、その他構成員2者のうちの1者に限り、制限付一般競争入札発注基準の該当するランクの一つ下のランクを含めることを可とする。

なお、現在はJ Vの代表構成員にのみ特定建設業の許可を有することを要件としているが、全国的には、代表構成員が倒産等で脱退する事例も発生していることから、その他構成員についても特定建設業の許可を有することを要件に加える。

(例) 建築一式工事の制限付一般競争入札発注基準

発注予定金額（税込）		総合数値	
7000万円以上		1000点以上	
2500万円以上	7000万円未満	800点以上	
1000万円以上	2500万円未満	650点以上	1000点未満
	1000万円未満		800点未満

(3) 実施予定時期

平成31年4月